

平成25年1月4日

長久手市教育委員会
委員長 近藤勝志 殿

長久手市文化財保護審議会

会長 田中義和



文化財の指定について（答申）

平成24年12月13日付け24長生第342号で諮問のありましたことについては、下記のとおりです。

記

1 申請物件

有形文化財 丁子田1号窯・市ヶ洞1号窯出土刻銘須恵器10点
（別添申請書のとおり）

2 答申内容

申請の有形文化財丁子田1号窯・市ヶ洞1号窯出土刻銘須恵器10点は、

①大宝令以前の律令的国家制度が地方に浸透し出している時期の税制の実行を示す資料で、刻銘須恵器が国家中枢地域に、確実に運ばれていたことを証明する貴重な事例である。

②尾張国の行政地域に「盆五十戸」が存在し、このさとの住民に調の貢納が課せられその納入を実行した正丁の人名が記された貴重な資料である。

③出土資料に記された地名を周辺地域に推定できる資料で、行政組織の浸透を示す。

以上の理由により、学術的価値が高く、市指定文化財に指定することが適当である。

指 定
認 定 申 請 書

平成24年11月21日

長久手市教育委員会 殿

住 所 長久手市岩作城の内60番地1

氏 名 長久手市長 吉田一平

(名称及び代
表者氏名)



市指定有形文化財の
市指定無形文化財
市指定有形民俗文化財
長久手市文化財保護条例の規定による市指定無形民俗文化財
市指定史跡
市指定名勝
市指定天然記念物

指定
認定

で、下記調書を提出いたします。

記

1 種別及び名称

有形文化財 丁子田1号窯・市ヶ洞1号窯出土刻銘須恵器

2 員 数

10個

3 所在の場所

長久手市武蔵塚204番地

4 所有者等の氏名(名称)及び住所

長久手市長 吉田一平 長久手市岩作城の内60番地1



5 現状(品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等)

(1) 丁子田1号窯出土刻銘須恵器

- ①甕 文字の箇所のみ剥離した破片であるため器形の特徴等は不明であるが、「尾治盆五十戸黒麻呂」という刻銘の全文を読み取ることができる。文字は先端の尖った、ヘラ状の道具を用いて、器面の軟らかい時に書かれている。

口径：57.9cm、色：灰白色、焼成状態：良好

残存：1/16

- ②甕 「盆」と思われる文字の一部が確認できる。

色：灰白色、焼成状態：良好

(2) 市ヶ洞1号窯出土刻銘須恵器

- ①甕 頸部下方に刻銘があり、本体の形状は頸部が大きく外反して立ち上がり、外面には口縁直下と三分の一、二分の一に2条ずつ、沈線が廻り、沈線間に波状文が1重施される。口縁部は上面に面をもち、端部が外方へ挽きだされている。頸部接合部内面には接合時に工具もしくは指で押さえたと考えられる縦方向の痕跡がある他、頸部外面全体には黄土がハケ塗りされている。刻銘文字は、「盆五十戸佐加之」の全文が判読できる。

口径：47cm、色：暗茶褐色、焼成状態：良好、残存：1/2弱

- ②甕 頸部下方に「戸人佐加之」と刻銘されており、①と同一人物の名が記されている。①と同様先端の尖った道具を用いて、器面の乾燥がかなり進んだ状態で刻銘されている。

口径：47.4cm、色：灰黄色、焼成状態：やや甘い、残存：1/16

- ③甕 「盆五十」のみ判読できるが、人名まで記されていたと考えられる。先端が丸い道具を用いて、器面の軟らかい状態で刻銘されている。

色：灰白色、焼成状態：良好、残存：わずか

- ④甕 自然釉と文字自体の刻銘が薄いため、「盆」は判読できるが後は不明である。⑤と同一内容の可能性はある。

口径：29.7cm、色：灰褐色、焼成状態：良好、残存：1/8

⑤壺 頸部に「瓮人小口之」と1字不明であるが文字自体ははっきりと刻銘されている。

色：灰白色、焼成状態：良好、残存：わずか

⑥壺 「瓮」のみ判読できる。

色：茶灰色、焼成状態：良好、残存：わずか

⑦無台杯 底部外面に「瓮止己皮」と滑らかに刻銘されている。文字は先端の尖った、ヘラ状の道具を用いて、削りを行った直後の器面の軟らかい時に書かれている。

色：黄白色、焼成状態：甘い、残存：底1/3

⑧すり鉢 底部外面に「瓮」の1部が刻銘されている。文字は崩した「分」の左右を分断する形で「瓦」が書かれており、文字が整っていない特徴がある。本窯跡や他の遺跡で出土している「瓮」が文字の崩しを理解した書き方であったのとは異なっている。文字の刻銘は先端の尖った道具を用いて、器面の乾燥がかなり進んだ状態で書かれている。

底径：9cm、色：灰白色、焼成状態：良好、残存：底完形

6 由来及び沿革

丁子田1号窯は昭和61年の、町史編さん事業の遺跡分布調査で確認され、市ヶ洞1号窯は、昭和30年の愛知用水敷設のための遺跡分布調査で発見された。平成10年、長湫南部土地区画整理事業が計画され、平成12年度に遺跡の分布・確認調査と試掘調査が実施され、平成16年度から平成18年度までの3年間発掘調査を行い、記録保存された。

発掘調査による出土遺物は、須恵器を主体としたもので、丁子田窯跡（1号、2号）ではコンテナ650箱、市ヶ洞1号窯ではコンテナ150箱の出土で、市教育委員会により整理保存されている。

丁子田1号窯は、7世紀後半に長期間操業が行われていた須恵器窯で、その操業期間中に窯体の作り代えが行われた。市ヶ洞1号窯は、丁子田1号窯とほぼ同時期の操業の須恵器窯で、連続性があるとされていて、丁子田1号窯の操業終了後に市ヶ洞1号窯の操業が開始されたと考えられている。

丁子田1号窯、市ヶ洞1号窯からは、刻銘文字のある須恵器が合わせて12個

体出土した。壺や甕の頸部、脚付盤の脚に刻されたものは右から左へ横向きに書かれ、規則性がある。内容は、当時の「サト名」と「人名」が記されている。

7 徴証、伝説、作者等

奈良県明日香村の石神遺跡という白鳳時代に中央律令国家に服属した国々との応接やさまざまな儀礼を行った場所といわれる遺跡でも、「瓮五十戸」と刻まれた壺が出土していることから、丁子田1号窯、市ヶ洞1号窯で生産された製品が、律令制の貢納規定に基づき当時の都、飛鳥へ運ばれていたと考えられる。

8 その他参考となるべき事項

山田郡の「瓮」のさとの場所を明確に記す資料はないが、長久手市との隣接地である名古屋市名東区猪高町上社井堀からも「瓮」の文字の陶片が出土していることから、長久手市南西部と名古屋市名東区を含むあたりが尾張山田郡の「瓮」というさとであったと考えられる。出土した刻銘須恵器は編年的には7世紀後半から末葉に位置づけられることから、大宝律令以前の評里制施行下のものであったこととなり、山田郡内の郷名としては最古の確実な史料であり、「瓮五十戸」で生産された製品が当時の都、飛鳥へ運ばれた可能性の高い貴重な考古資料で価値が高いと思われる。

(添付書類)

- 1 現状を示すキャビネ型写真及び幻燈用スライド
- 2 地積図(史跡、名勝又は天然記念物の場合)
- 3 当該文化財の重要性及び保護の必要性を示す参考書類

刻銘須恵器出土遺跡について

1. 遺跡の位置

長久手市は尾張丘陵と尾張平野の接する部分に位置し、香流川とその支流に沿って広がる平地と起伏に富んだ丘陵を有する。丘陵は南東に高く北西に低くなっており、東から三ヶ峯丘陵・大草丘陵・岩作丘陵・中央丘陵・長湫丘陵が存在する。丁子田1号窯、市ヶ洞1号窯のある長湫丘陵は井堀川の浸食により形作られ、標高80～100mの尾根をもっている。丁子田1号窯跡は長湫丘陵南西端の支丘の南側張出し斜面に位置し、丁子田1号窯の北300mにある市ヶ洞1号窯は同丘陵の根嶽と呼ばれる尾根頂部の南斜面に位置している。

2. 歴史的環境

丁子田1号窯、市ヶ洞1号窯のある「猿投山西南麓古窯跡群」(通称「猿投窯」)は5世紀中葉に須恵器生産が始まり、13世紀後葉の山茶碗生産まで途絶えることなく、連綿と窯業生産を行っていた古窯跡群である。その範囲は東西が名古屋市東部から豊田市、南北が瀬戸市から大府市にまたがり、全域が7地区に区分されている。それは、東山地区(名古屋市)・岩崎地区(長久手市・日進市)・折戸地区(日進市)・黒笹地区(東郷町・みよし市)・鳴海地区(名古屋市緑区)・瀬戸地区(瀬戸市)・井ヶ谷地区(刈谷市)である。そして、現在までに須恵器窯・瓷器(灰釉・緑釉)窯は約500基、山茶碗窯(瀬戸地区を除く)は約560基が確認されている。

猿投窯の須恵器生産について見てみると古墳時代から盛んに生産を行っているものの、全国の須恵器生産地の中で突出して生産量が多いことはなく、生産場所も東山丘陵に限定されていた。7世紀後半になって飛躍的に生産量が増加し、古代須恵器生産の中核をなすようになる。この生産量増加と共に猿投窯の生産場所は東山丘陵の東方へと広がりを見せる。丁子田1号窯、市ヶ洞1号窯はその7世紀後半の生産量が増加する時期にあたり、古墳時代的な生産から古代の律令的な生産への変化をみることができる窯跡である。

その後、9世紀になって国内初の施釉陶器である灰釉陶器を生産するようになり、日本の中心的窯跡地としての地位を確立していった。これ以降、灰釉陶器は無釉の山茶碗へと転換し、猿投窯全域に生産地が広がりを見せると共に北は瀬戸・東濃、南は知多へ分派し、以後の陶器生産へと受け継がれていくこととなる。

3. 丁子田 1 号窯概要

操業時期：7 世紀後半（飛鳥時代）

窯 跡：Ⅰ次窯（改修前）で窯体 11 m
Ⅱ次窯（改修後）で窯体 9.7 m
船底ピットのある須恵器を焼いた窖窯
灰原、排水溝、作業場が確認された

発掘経緯：長久手南部の丘陵地一帯に長湫南部土地区画整理組合による区画整理事業が計画され、平成 16 年度から平成 18 年度まで発掘調査を行い記録保存された。

概 要：丁子田 1 号窯は猿投窯の須恵器生産が岩崎地区へも拡がりをみせ生産量が増加する時期にあたり、古墳時代的な生産から古代の律令的な生産への変化をみることができる窯跡である。
出土品には「瓮五十戸」等の文字の刻まれた陶片が多数あり当時の都である飛鳥の遺跡から同じ文字がきざまれた壺が出土していることから、本窯の製品が律令性の貢納規定に基づき都などへ運ばれて使われていた可能性が高い。

出土物：杯、高杯、盤、瓶、甕、円面硯など多種類

4. 市ヶ洞1号窯概要

操業時期：7世紀後半（飛鳥時代）

窯 跡：残存長4.7m

全長は10mを超えると推測

船底ピットのある須恵器を焼いた窖窯

発掘経緯：丁子田1号窯と同じく長久手南部の丘陵地一帯に長湫南部土地区画整理組合による区画整理事業が計画され、平成16年度から平成18年度まで発掘調査を行い記録保存された。

概 要：市ヶ洞1号窯は猿投窯編年の基準となる出土品の特徴と変化から、丁子田1号窯より後出であることがわかる。丁子田1号窯から市ヶ洞1号窯へと連続して生産が行われていたと考えられる。市ヶ洞1号窯からも「瓮五十戸」等の文字の刻まれた陶片が出土しており、丁子田1号窯と同様に都などへ運ばれて使われた可能性が高い。

出土物：杯、高杯、盤、甕、円面硯、陶錘など多種類

第 1 章 概 論

1.1 研究の背景と意義

1.2 研究の目的と範囲

1.3 研究の方法と手順

1.4 研究の成果と結論

2. 基礎理論と関連研究の動向

2.1 基礎理論の概要

2.2 関連研究の動向

3. 実験装置と測定方法

3.1 実験装置の構成

3.2 測定方法の概要

3.3 実験結果の解析

4. 結果と考察

市①



市ヶ洞1号坑 灰層 墓

T①



下子田1号窠 灰层2 壁

T②

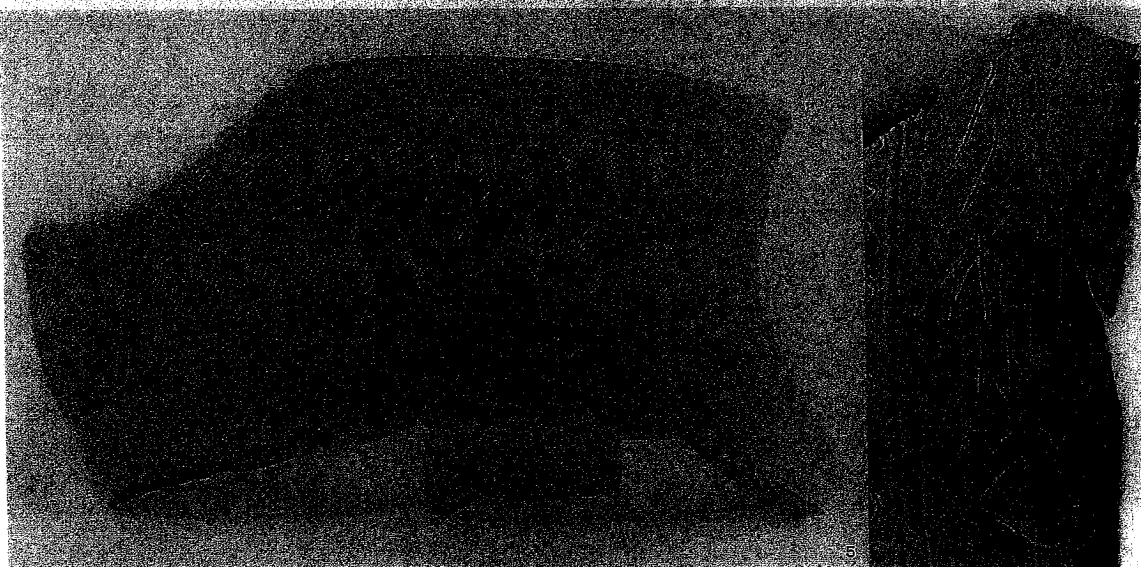


丁子田1号窯 灰層1 壺



丁子田1号窯 灰層2 脚

市②



市々洞1号窯 灰層 壺

市③



市分洞1号窯 灰層 壺

市⑤



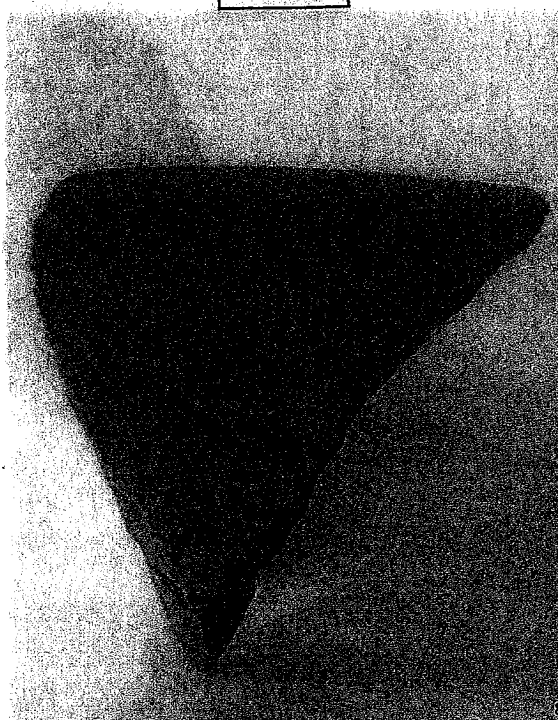
市ヶ洞1号窯 表土 壺

市④



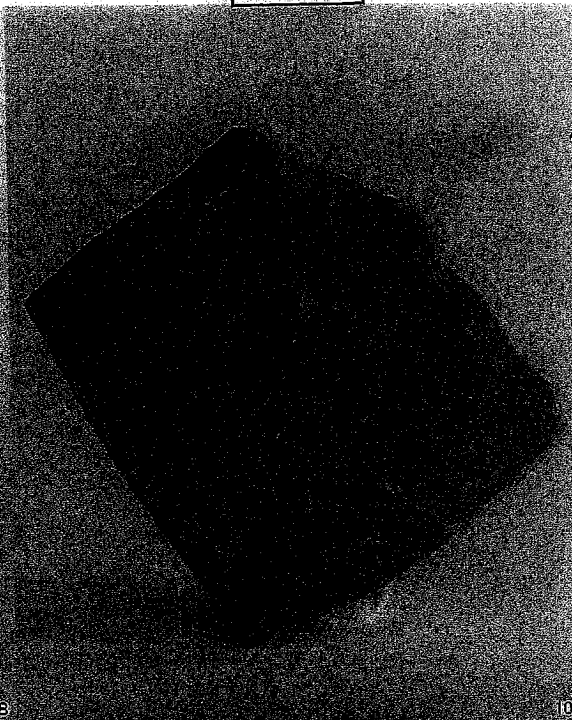
市ヶ洞1号窯 表土 壺

市⑥



8

市⑦



10

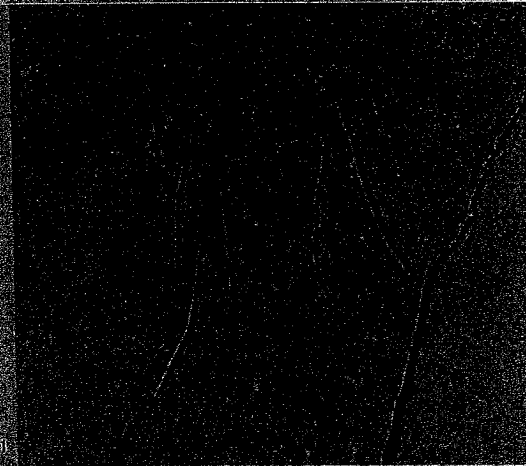
市ヶ洞1号窯 灰層 壺

市ヶ洞1号窯 灰層 無台杯

市⑧



11



市ヶ洞1号窯 壁内 すり鉢



12

市ヶ洞1号窯 灰層 壺

第4節 刻銘須恵器

丁子田1号窯・市ヶ洞1号窯からは刻銘文字のある須恵器が合わせて12個体出土した。壺や甕の頸部、脚付盤の脚に刻されたものは右から左へ横向きに書かれ、規則性がある。そして、その内容は当時の「サト名」と「人名」が記されている。今回確認した文字の表記方法は以下のとおりである。

- ・「国名」＋「サト名」＋「五十戸」＋「人名」
- ・「サト名」＋「五十戸」＋「人」＋「人名」
- ・「サト名」＋「人」＋「人名」
- ・「サト名」＋「五十戸」＋「人名」
- ・「サト名」＋「人名」
- ・「サト名」

なお、文字の判読については独立行政法人奈良文化財研究所にてご教示を得たが、(1・2)はそれ以後に確認した資料である。

丁子田1号窯

甕(3・1)

頸部下方に刻銘があるもので、1は頸部が大きく外反して立ち上がり、外面には口縁部直下に1条と等分する位置に2条ずつの沈線が計4段廻り、沈線間には波状文が1重施される。口縁端部は厚く丸みをもつがやや角張っておさまる。また、頸部外面全体と体部外面には黄土がハケ塗りされている。3は小片のため詳細は不明である。

刻銘文字について、3は文字の箇所のみ剥離した破片であるため器形の特徴等は不明であるが、「尾治瓮五十戸黒麻呂」という刻銘の全文を読み取ることができる。文字は先端の尖った、ヘラ状の道具を用いて、器面の軟らかい時に書かれている。1は文字の一部が確認できるのみのものであるが、「瓮」でよいと思われる。

脚(2)

器種不明の脚部外面に刻銘されている。焼色や破片の形状から同一個体であると考えられるもので、上部片が文頭に近いもので「見□」と判読でき、下部片が文末にあたり「□」と不明である。また、上部片はサト名の可能性が高く、「見」と次の文字の一部から類例を考えると「黒見太」の可能性を指摘することができる。

市ヶ洞1号窯

甕(4・5・10)

頸部下方に刻銘があるもので、本体の形状は頸部が大きく外反して立ち上がり、外面には口縁直下と三分の一、二分の一に4は2条ずつ、5は1条ずつ沈線が廻り、沈線間に波状文が1重施される。口縁部は上面に面をもち、端部が外方へ挽き出されている。また、4は頸部接合部内面には接合時に工具もしくは指で押さえたと考えられる縦方向の痕跡がある他、頸部外面全体には黄土がハケ塗りされている。10は小片のため詳細は不明である。

刻銘文字について、4は試掘調査時に確認されていたものと接合し、「瓮五十戸佐加之」の全文が判読できる。5は「(瓮五十)戸人佐加之」と刻銘されており、4と同一人物の名が記されている。以

上の2個体は先端の尖った道具を用いて、器面の乾燥がかなり進んだ状態で刻銘されている。10は小片のため、「瓮五十」のみ判読できるが、人名まで記されていたと考えられる。これは先端が丸い道具を用いて、器面の軟らかい状態で刻銘されている。

壺 (7・8・9)

体部を叩きで仕上げる壺B類の頸部に刻銘されている。7は「瓮人小□之」で1文字不明であるが、文字自体ははっきりと刻銘されている。8は自然釉と文字自体の刻銘が薄かったため、「瓮(人カ)[]」の判読になったが、観察可能な線から7と同一内容の可能性はある。9は小片であるため、「瓮」のみ判読できる。これらは先端の尖った道具を用いて刻銘され、8は器面が乾燥し、硬くなっていたために文字が薄くなったのであろう。

無台杯 (10)

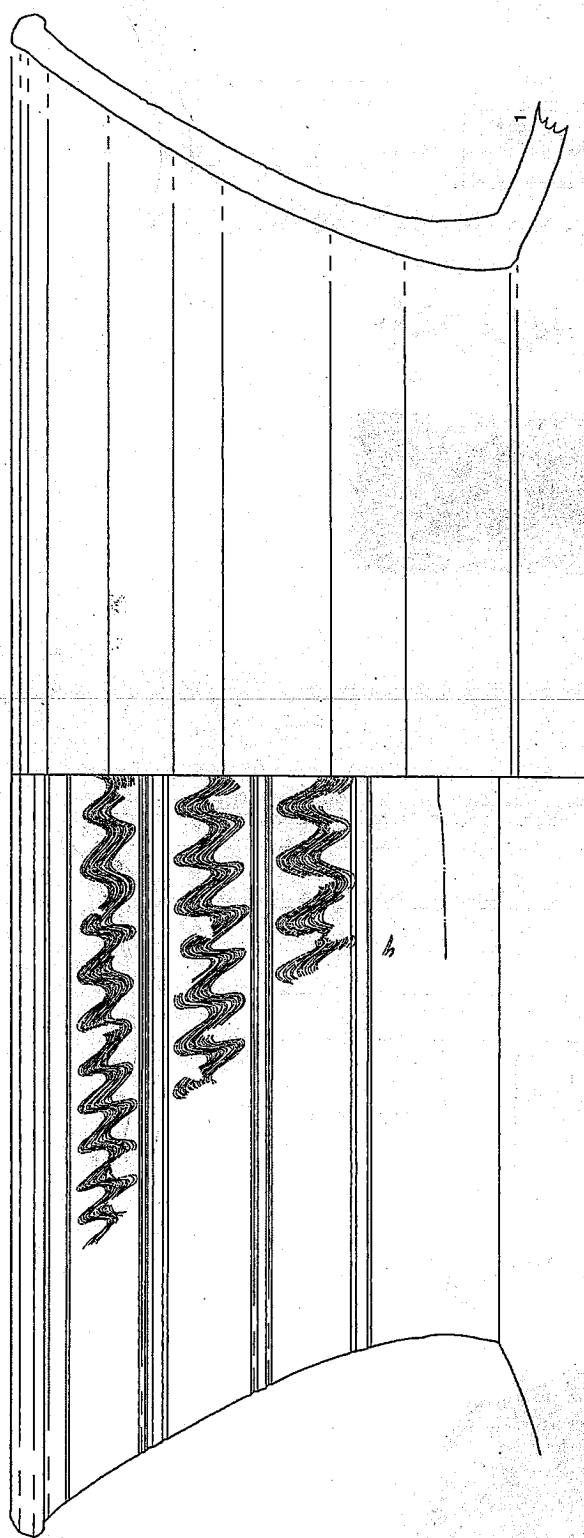
無台杯B類の底部外面に「瓮止己皮」と滑らかに刻銘されている。文字は先端の尖った、ヘラ状の道具を用いて、削りを行った直後の器面の軟らかい時に書かれている。

すり鉢 (11)

すり鉢の底部外面に「瓮」の1字が刻銘されていた。文字は崩した「分」の左右を分断する形で「瓦」が書かれており、文字が整っていないという特徴がある。これは本窯跡や他の遺跡で出土している「瓮」が文字の崩しを理解した書き方であったのとは異なっている。また、文字の刻銘は先端の尖った道具を用いて、器面の乾燥がかなり進んだ状態で行われている。

壺 (12)

ロクロ成形を行う壺A類の体部に1文字刻銘されている。内容は不明であるが、ヘラ記号とは考え難い。

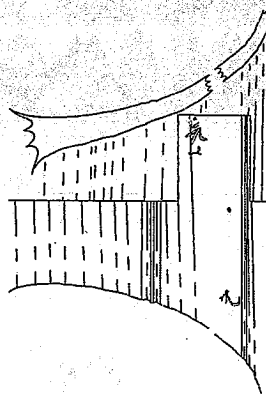


図版 1

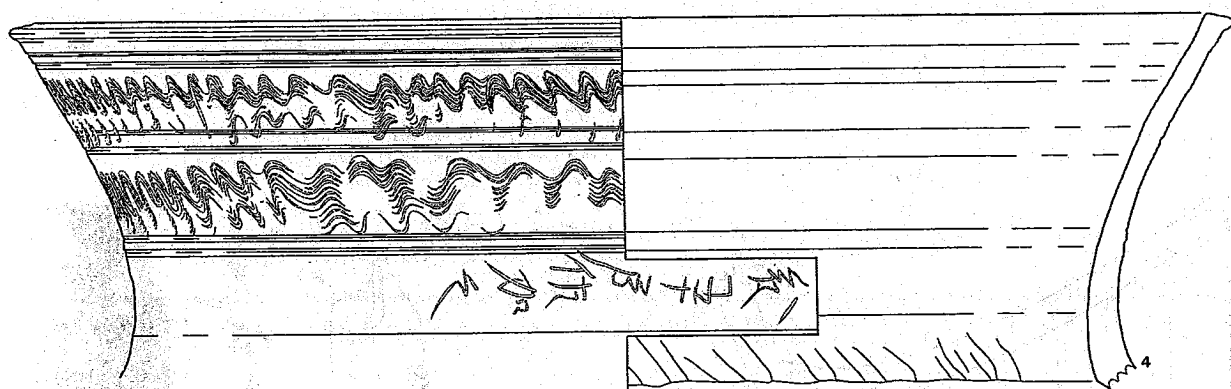
図版 2



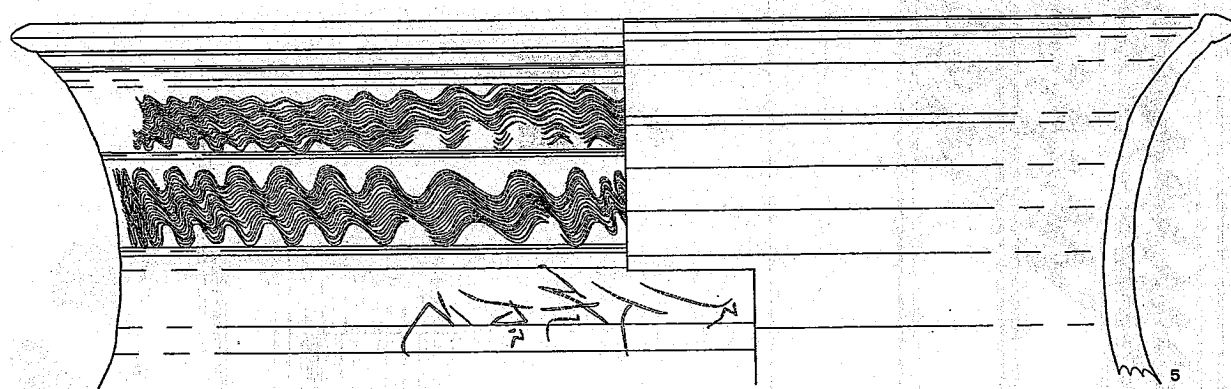
是
器
須
惠
之
刻
銘



第64図 丁子田1号窯出土遺物 刻銘須恵器 (実測図S=1/3、文字実測図・拓本S=1/2)



Handwritten transcription of the inscription from the top fragment, showing the characters in a stylized, cursive script.



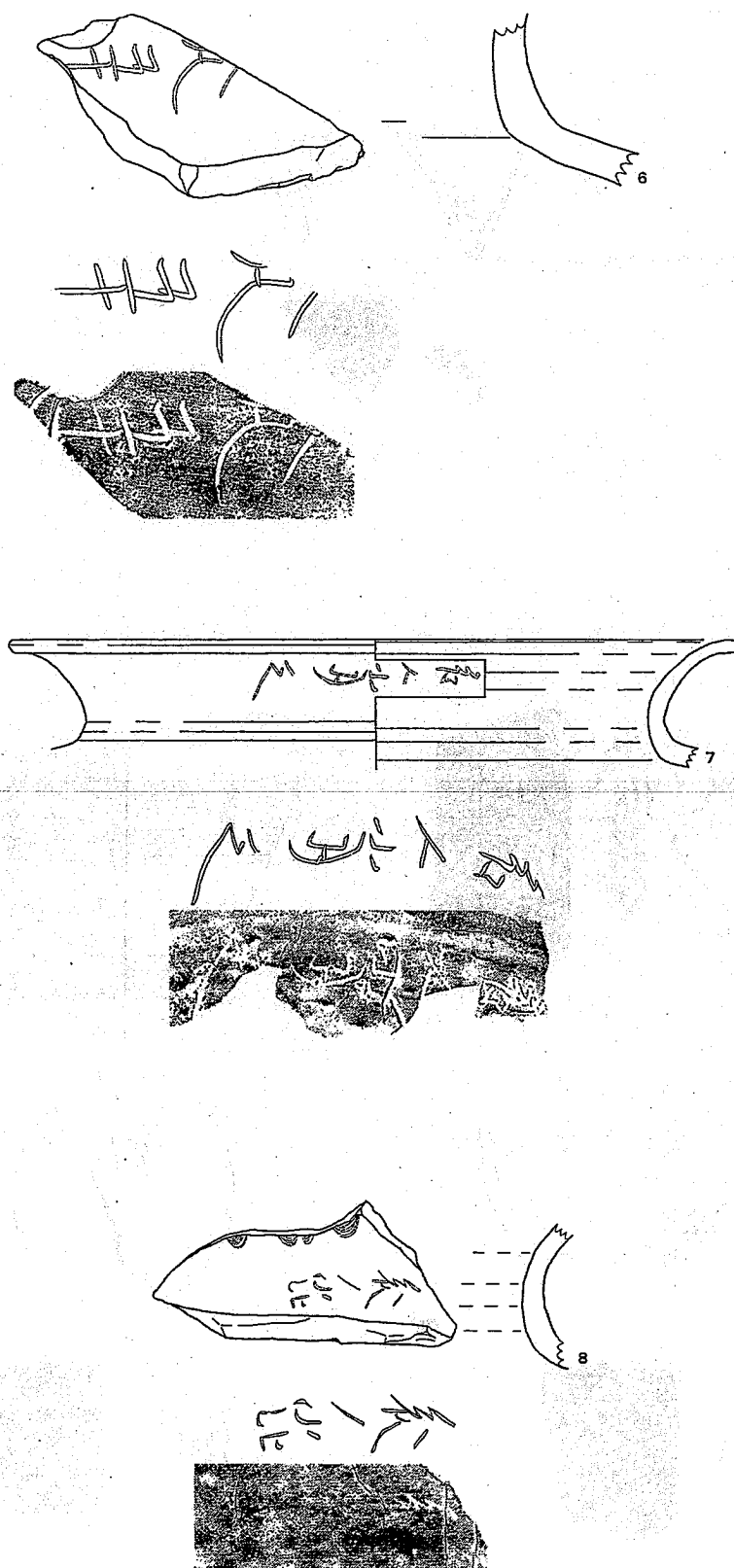
Handwritten transcription of the inscription from the bottom fragment, showing the characters in a stylized, cursive script.



灰層



第65図 市ヶ洞1号窯出土遺物 刻銘須恵器 (実測図S=1/3、文字実測図・拓本S=1/2)

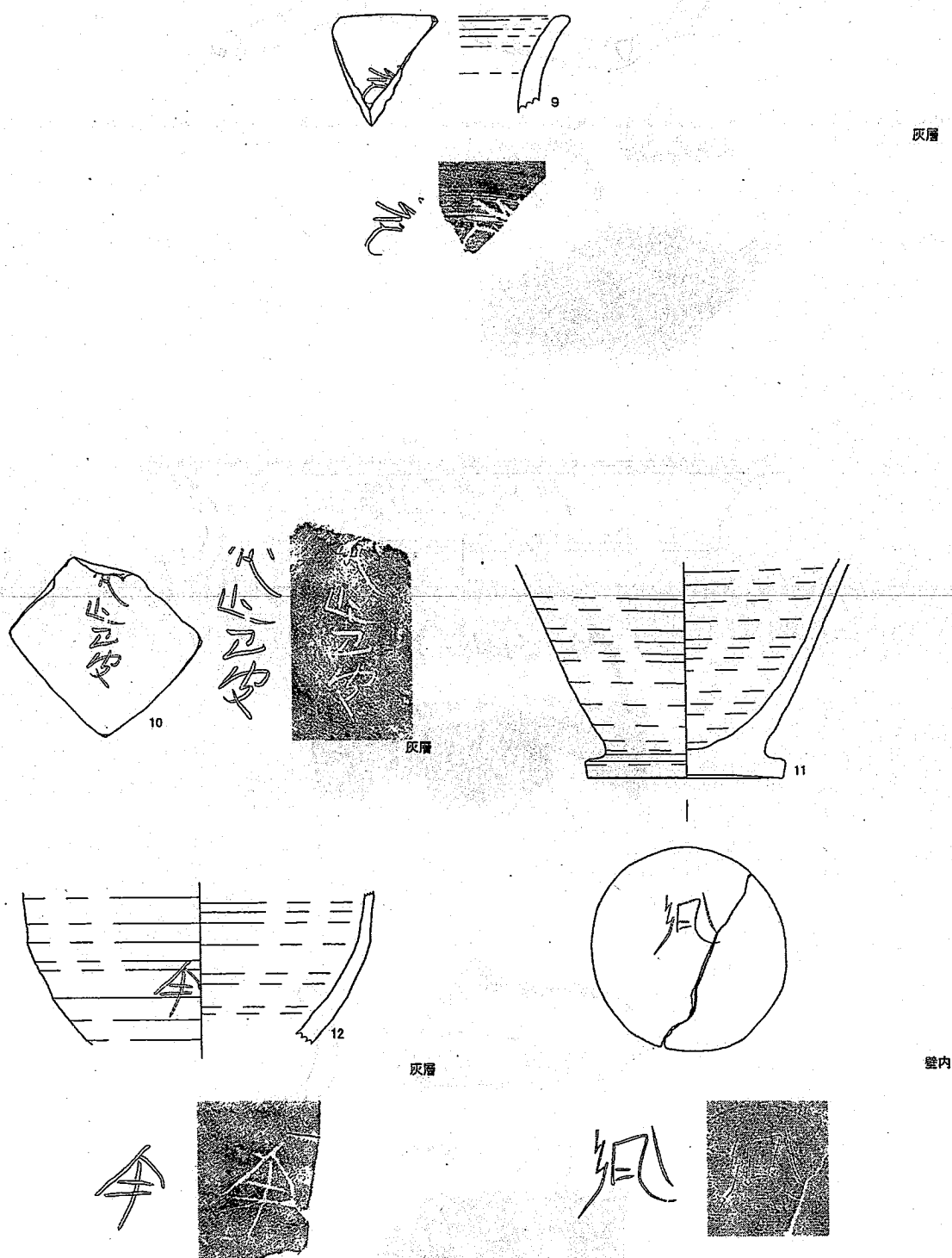


灰層

表土



第66図 市ヶ洞1号窯出土遺物 刻銘須恵器 (実測図S=1/3、文字実測図・拓本S=1/2)



第67図 市ヶ洞1号窯出土遺物 刻筆須恵器 (S=1/3)

ることがわかり、丁子田1号窯で確認できたものが241点あった。摩滅須恵器の判断基準は焼きが硬質であることにある。これは発掘調査や整理作業の過程で摩滅する可能性が低いからである。この摩滅した破片は甕の破片に多い他、瓶類や壺類の厚みのある破片にもあり、杯類のような厚みの薄い小型品には無かった。このことは製品が割れた際や意図的に割った際に一定の破片の大きさと厚みを確保する必要があったためであると考えられる。

摩滅須恵器の破片の大きさは縦14cm、横10cm程度が平均的な大きさで、これより大きなものでも片手で軽く持つことのできる重さである。摩滅部位は破片にある辺の内、長辺に限られる。摩滅の状態については、破断面のエッジ部分が内外面共に少し取れる程度のものとエッジ部分の摩滅が進んで断面が丸くなるものがある。前者の方が多くみられ、後者については僅かに内反した弧を描いて摩滅しているものがある。

窯場で行われる一連の作業工程から須恵器が摩滅する原因を考えると、製品焼成後の窯出し作業において摩滅須恵器使用の可能性を見出すことができる。薪を使用した窯焼き後の窯出し作業は現代でも注意しなければならない点があり、それは製品を取り出す際に素手で製品を触らないということである。焼成に薪を使用した場合、製品には灰が降り積もり、それが高温により熔けて自然釉となる。自然釉は灰が熔けてガラス化したものであり、焼きあがり、取り出しが可能となったばかりの製品の表面はそのガラス化した灰が毛羽立っているため、素手で触ると手が切れてしまう。これを防ぐため、手を保護して取り出すが、そのままであれば、持つ度に手を保護しなければならないため、現代では表面を皮革等で磨く作業を行っている。この作業はその後の運搬等を考えると窯場で行う必要がある。

製品の表面を磨く作業は自然釉の毛羽立ちを取ることを目的であるため、陶片を使用しても問題はないと思われる。そして、強く磨くと器壁を傷付けるため、その強さもさほどではなかったと想定でき、摩滅須恵器の摩滅度合が少ない点と一致する。また、摩滅度合の多かったものの摩滅面が僅かに内反した弧を描いている点も弧を描く器壁を磨いたためであると理解することができる。

以上から、丁子田1号窯出土の摩滅須恵器は窯出しの際の作業に使用されたものであるとする。

※薪による焼成後の製品表面の状態や窯出し後の製品に行う作業や摩滅須恵器の使用方法については畑中英二氏にご教示頂いた。

第3節 調査成果のまとめ

丁子田1号窯はⅠ次窯で窯体長11.0m、Ⅱ次窯で窯体長9.7m、市ヶ洞1号窯は残存が少なかったが推定10mで、両窯共に猿投窯において長大な窯体を築窯する7世紀後半の窯である。窯構造では焚口から燃焼部の形状と構造が両窯で明らかとなり、丁子田1号窯では窯体全体について良好な調査結果を得ることができた。そして、周辺遺構については前庭部に付属する甕片で蓋をされた溝が検出され、作業場も確認することができた。今回得られた調査成果は猿投窯における窯の構築技術や形態の変遷を検討する上で重要な意味をもつものとなるであろう。

また、丁子田1号窯と市ヶ洞1号窯は杯蓋の返り有蓋と返り無蓋の量比から丁子田1号窯から市ヶ洞1号窯へと連続して生産が行われたと考えられる。杯類の形態から既存の編年観では丁子田1号窯が岩崎17号窯式期、市ヶ洞1号窯が岩崎17号窯式期の新相から岩崎41号窯式期の古相と考えられ、7世紀後葉の実年代が与えられる。

ここで両標式窯出土遺物について概観しておくと、岩崎17号窯式は7世紀後葉で、杯類の組成は蓋杯・杯蓋・杯身である。蓋杯は口径10.0～11.0cmで、蓋の稜が不明瞭なものがある。杯蓋には返

り有蓋と返り無蓋があり、前者が主体を占める。返り有蓋は擬宝珠形のツマミが基本で、中央三分の二から全面をロクロ削り調整し、体部形状はほとんどが笠形（丸みをもって膨らむ）の形態をしている。返り無蓋は擬宝珠形と扁平なボタン状のツマミを有し、体部形状は笠形と扁平な形態のものがある。杯身には無台杯と有台杯がある。

一方、岩崎 41 号窯式は 7 世紀末から 8 世紀初頭で、杯類の組成は杯蓋・杯身である。杯蓋は返り無蓋で、扁平な擬宝珠形と扁平なボタン状のツマミを有し、体部形状は笠形と扁平な形態のものがある。杯身には無台杯と有台杯がある。

以上の所見を前提として、丁子田 1 号窯と市ヶ洞 1 号窯の杯類についてみる。丁子田 1 号窯の杯類の組成は蓋杯・杯蓋・杯身である。総合的にみると組成・形状・組成比が岩崎 17 号窯式と一致している。その他の器種については岩崎 17 号窯で出土している器種が例外を除いてほぼすべて丁子田 1 号窯で出土している。以上の杯類やその他の器種の様相から丁子田 1 号窯は岩崎 17 号窯式の窯跡とみてよいであろう。市ヶ洞 1 号窯の組成は蓋杯・杯蓋・杯身である。蓋杯と返り有蓋が少量あることから、市ヶ洞 1 号窯は岩崎 17 号窯式の最終段階であると考えられる。そして、最終操業に係わると考えられる窯内出土遺物は破片数が少ないものの、蓋杯と返り有蓋が無い。この段階になって、市ヶ洞 1 号窯は岩崎 41 号窯式になったとみえる。なお、丁子田 1 号窯と市ヶ洞 1 号窯の杯類は一定の方向性をもって変化している。その変化はゆるやかで、同一の特徴をもつ杯類が両窯に存在する場合もあるため、杯類を明確に区別することはできない。

また、杯類以外の器種は当該期が猿投窯の中でも最も器種数の多い時期であることから、両窯共に多様な製品を生産している。特に瓶類では 8 世紀に主流となる形態の撫肩長頸瓶・有耳瓶・把手付平瓶が生産されている点が特徴的で、標式窯では確認されていないものである。

丁子田 1 号窯と市ヶ洞 1 号窯は先述のとおり連続し、長頸瓶の成形方法に特異な特徴がみられることから、同一の工人集団が操業を行っていると考えている。長頸瓶の成形方法は底部に円盤閉塞を行ったようにみえる特徴があり、他の窯ではみられない特徴である。

次に、丁子田 1 号窯・市ヶ洞 1 号窯出土の刻銘須恵器について付言しておく。「瓮」は「器種名」が「地名」となったと考えられている。このことは今回出土した「瓮五十戸」の刻銘が奈良県石神遺跡で出土しており、須恵器の貢納を行った生産地であった可能性を示唆している。猿投窯では本窯跡の他に愛知県上社付近で体部に「瓮」1 字が刻銘された短頸壺が採集されている。

なお、操業年代については自然科学分析を行った。熱残留磁化測定では丁子田 1 号窯は 575 ～ 665 年および 715 ～ 780 年という結果が得られた。放射性炭素年代測定では丁子田 1 号窯は 51.8% の信頼限界で 650 ～ 710 年、95.4% の信頼限界で 650 ～ 780 年であり、市ヶ洞 1 号窯は 68.2% の信頼限界で 680 ～ 775 年、92.6% の信頼限界で 660 ～ 830 年および 840 ～ 870 年であった。自然科学分析の結果は出土遺物の年代感を内包するやや年代幅の広いものであった。

丁子田 2 号窯は調査の結果、窯体構造と遺物の出土状況から炭窯であることが判明した。操業時期については相伴した遺物が山茶碗編年の 4 型式新相から 5 型式古相で、12 世紀後半の実年代が与えられ、熱残留磁化測定で得られた結果とほぼ一致した。本窯は中世の炭窯の窯体構造を理解する上で良好な事例となった。

参考文献

城ヶ谷和広 「猿投窯岩崎 17 号窯出土須恵器の検討」『愛知県史研究 第 7 号』愛知県 2003

産窯で焼成されたものと考えられている。なかでも愛知郡内にあたる名古屋市千種区から昭和区にかけての低丘陵地帯での須恵器生産は、新たに移り住んだ須恵器工人集団が、五世紀中ごろから築窯をはじめ、活発な生産を続けた地域であった。

この地域の古窯跡群は、地名をとって東山窯と呼ばれるが、名古屋市周辺の古墳や集落へは、この東山窯で生産された須恵器が供給された。これを製作した工人集団は、朝鮮半島の技術をもち、近畿地方を経由して尾張に住みついた渡来系の人々で、新技術である須恵器をこの地にもたらしただのである。かれらをこの地に呼びよせたのは、名古屋台地南部に拠点をもち、尾張国を一つにまとめていった名古屋市熱田区・断夫山古墳の被葬者につながる、五世紀中ごろに出現した尾張連であった。

周辺でも須恵器生産がはじまり、五世紀後半から末期には、尾張旭市城山や、春日井市下原にも、それぞれの地の豪族の要請のもとに、移り住んだ工人によって須恵器窯が築かれている。このうち、城山窯の工人は、やや西の卓ヶ洞窯（しよくがほら）に移って生産を続けるが、六世紀後半には生産を止揚してしまふ。また、下原窯の工人は七世紀には小牧市篠岡の尾北窯へ吸収され、奈良、平安時代の窯業地へつながっていく歴史をたどる。

一方の東山窯は、南東部へ生産地域を移動、拡大していき、七世紀後半には、名古屋市の鳴海地区、日進市、東郷町の地域

に四五基にも達する窯を築いていった。とくにのちの山田郡内と考えられる地域での築窯が活発であった。そして時代を追って、さらに南東部へ生産を広げていくのであった。この窯業地は、平安時代を含めて、古代には全体が南北二〇（キロ）、東西一五（キロ）にもおよぶ地域に拡大した。古窯跡の分布する丘陵地には、花崗岩の風化した地層があつて、この地層が、花崗岩の岩盤で構成されている猿投山の西南方向に広がっていることから、この地域の古窯跡群は東山窯を含めて、一九五四年に「猿投山西南麓古窯址群」と命名された。いまではこれを略して「猿投窯」と呼称している。

こうした動きに照らして、古墳時代後期に、長久手町内での古墳へ副葬された須恵器の大部分は、この猿投窯で生産されたものであるといえる。とくに助六一号墳出土のものは、猿投窯独特の自然釉がかかったものが多く、愛知県内出土の須恵器のなかでも見ごたえのあるものである。

さて、古墳時代が終焉を迎え、いよいよ飛鳥・白鳳の仏教文化が浸透しだし、日本が律令国家へ国家体制を整えるころ、長久手町の一角にも須恵器生産窯が登場する。

丁子田古窯と 次章にも触れられているように、七世紀後半市ヶ洞古窯 には、名古屋市守山区や、尾張旭市などの矢

田川流域とともに香流川流域の長久手町域は、山田郡（評）内

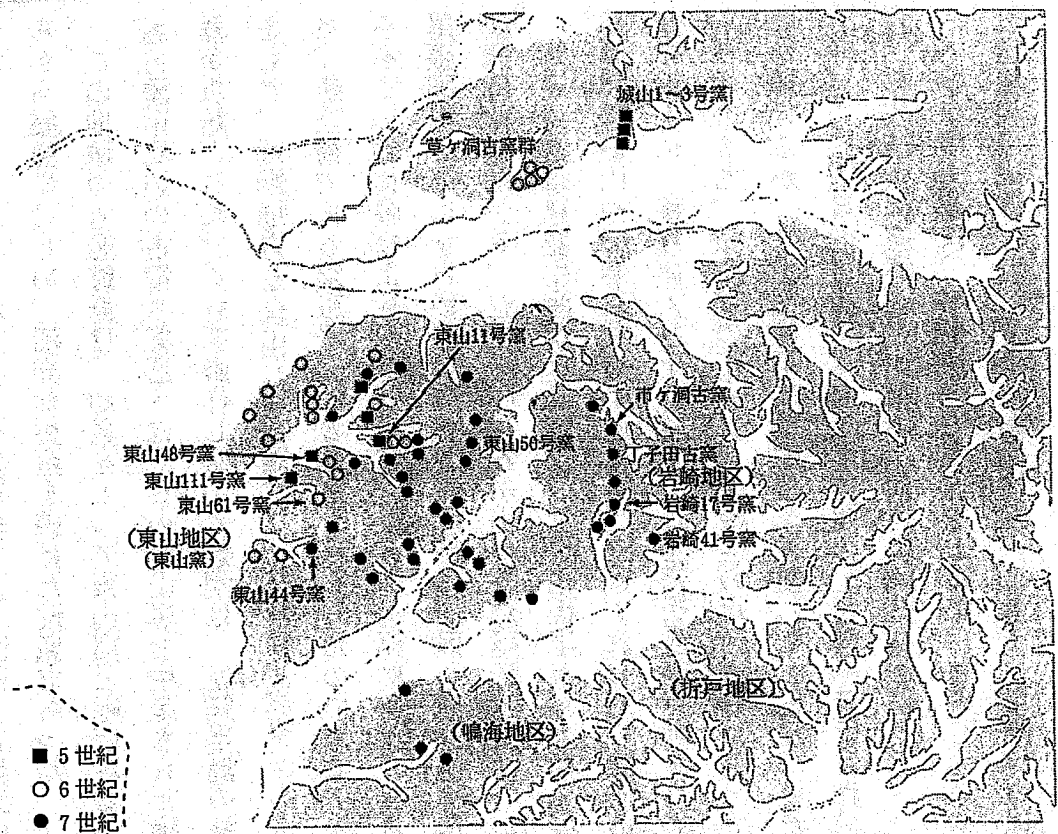


図1-17 猿投窯における古墳時代後期の須恵器窯

に編成される。こゝに評里制が組織されると、岩作郷など長久手町の主要な古代集落が律令体制下の租税組織に組み込まれていく。やきものは尾張国の主要な徴税対象物であり、陶工たちは豪族支配から官吏組織の支配下へ再編され、愛知郡から山田郡域での生産を拡大させていった。名古屋市(名東区)との境界に近い、町内南西部・長湫丘陵中の大字長湫字丁子田に築造された窯では、七世紀第三四半期の特徴をもつ須恵器が生産されていて、日進市岩崎地区と同じグループに包括される工人組織の生産とみられている。この段階の須恵器は、なお古墳に副葬されることがあるが、古墳の築造そのものは、各地で減少傾向に向かっていった。したがって、生産された須恵器は、集落での日常容器としての流通と、国衙、郡衙や中央官衙へ貢納品として運ばれていったものと思われる。さらに七世紀末ごろには、北へ支丘一つ移動した位置に、丁子田古窯と距離を約三五〇メートルほど隔てて、市ヶ洞古窯(字市ヶ洞)が築造され、いよいよ大きさの統一されたうつつの生産が開始されだしていった。最近この窯から「盆五十戸」(ほとぎのさと)という文字が入った甕片がみつかった(図1-19および口絵参照)。これと同じ文字がはいった壺が、奈良県明日香村の石神遺跡という、白鳳時代に中央律令国家に服属した国々との応接やさまざまな儀礼をおこなった場所といわれる遺跡でも出土していて、尾張の

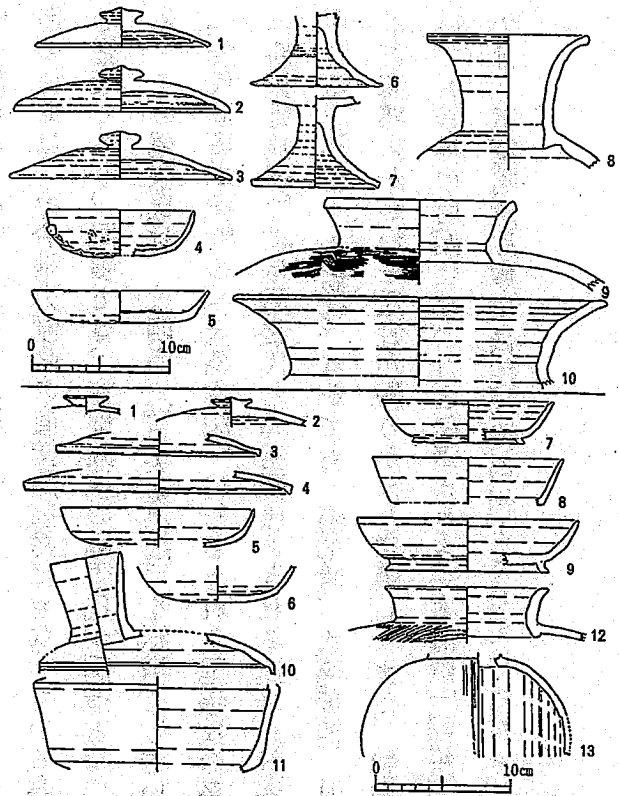


図1-18 丁子田古窯（上段、1～5は蓋杯）、市ヶ洞古窯（下段、1～9は蓋杯）出土須恵器実測図

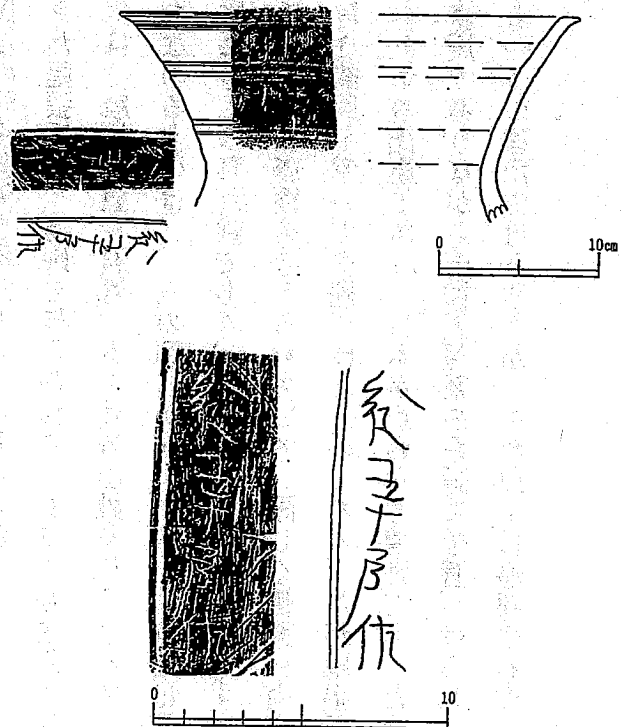


図1-19 市ヶ洞古窯出土文字入り須恵器（甕）
拓本と実測図

窯で生産されたものが運ばれていたことがわかってきた。このように律令制の貢納規定にもとづき、都にも運ばれるシステムが確立していったのである。最近では、こうした規格性をもつ様式の土器群を律令的土器様式といって、それらの変化を明らかにする研究が進んでいる。

古墳時代の終焉 長久手町域にも須恵器の窯が築かれ、律令と律令体制へ

国家体制がこの地にも浸透するようになる
と、必然的に古墳の築造はなくなっていった。薄葬令の効力に

もまして、評の設置による地方行政組織が確立していくにつれ、かつての権威の象徴から家族墓へと形骸化した古墳は必要とせず、仏教浸透による火葬の風習が普及していくこともあって、古墳築造は終焉を迎えた。かわって仏教文化の伝播にともない、寺院建立が各地の豪族たちによって進められていった。山田郡（評）の中心は、次章で検証されるように名古屋市北区の山田町周辺とみられるが、長久手町域でも徐々に集落が、律令国家組織に編成されだしていくこととなる。

第二章 奈良時代の

尾張と長久手

第一節 尾張国造と「山田」地域

国造尾張氏

古墳時代中期（五世紀）以降、大和王権は国造の施行などを通じて地方支配を確立していった。なかでも国造の任命は、律令地方制度の直接的前提にもなっていく基本的な施策であり、尾張では、在地豪族の尾張氏が国造となっていた。この尾張氏は、火明命（『日本書紀』）を始祖としていて、『先代旧事本紀』の「天孫本紀」にしろされた尾張氏の系譜や『新撰姓氏録』には尾張氏と同祖関係とされる氏族が数多くみられる（表1-1参照）。なかでも、海部直、大海部直、凡海連など海部にかかわる氏が繰りかえし登場し、また、記紀においても崇神の後妃となったと伝承される「大海媛」（『紀』、『記』では「意富阿麻比賣」）は尾張氏の祖とされているなど、尾張

氏と海部との緊密なつながりがわかる。

ほかにも、「石作連」や「笛連」・「笛吹」なども同祖とされている。尾張氏による領域支配のあり方を知るうえで、注目される。「石作連」は、一般的には石の加工、とくに石棺や石室の造営に従事したとされる石作部を統括した伴造とされている。この石作との関係が想定される石作神社は山田郡長久手町をはじめとして、中島、丹羽、葉栗など四郡に所在している。しかし、丹羽を除けばいずれも石材の産地とはほど遠く、石工の存在をそれらの地域に想定することは困難といわざるをえない。むしろ、これらの「石作」は尾張氏の配下におかれてその領域支配の一端を担ったものと思われ、こうした事態をふまえて尾張氏との同祖関係を称したものと考えられる。

また尾張氏は、連姓を与えられている点でも注目される。国造には一般的に直や君姓、さらには臣姓を与えられていて、連姓をなのもものは二、三の例しかない。もとより連は伴造系の氏族に与えられた姓であり、したがって職務に由来する名を負う氏族が多く連姓を与えられていて、同じく職務に由来する名を負う部民を率いて王権に仕えたのである。だが尾張氏は地名を名とする氏族であり、にもかかわらず連姓であったのは、地方豪族でありながら天神天孫系の系譜に位置づけられていたことも一つの理由ではあるが、それ以上に海部や石作などの伴

ということになる。

その後、境界線は天白川に沿って北上し、東山丘陵南端の根の地から再び丘陵上にあがって稜線に沿うことになる。そして、現在の平和公園を迂回するように西へと大きく湾曲して熱田台地の北縁にいたり、さらに境界線は台地の縁に沿ってほぼ直線的に西進する。低地部におりた後も、そのまま直進して庄内川にいきつく。そこは山田、愛智、春部、海部四郡の分岐点でもあった。

山田郡の 以上、推測に推測を重ねつつ山田郡の境界をた諸郷(二) どってきた。こうして浮かびあがってきた古代

の山田郡とは、どのような特色をもつ郡であったのであろうか。全体的には丘陵部が優勢な地形で、それらの丘陵をぬって北から庄内川、矢田川、天白川、境川の各水系が展開している。こうした地形をふまえて、あらためて山田郡の諸郷の分布をみておこう。先にみたように、律令制確立期の郷名として志談、山口、石作、山田、両村などがある。

志談郷は庄内川支流の一つ野添川が南流する谷を中心に、低位段丘上に展開している。志談の名は奈良時代の確実な史料にめぐまれていないが、この地は式内社尾張戸神社が所在する東谷山の西麓に位置し、古墳時代前期以来の多くの古墳が密に分布しているなど、郷の所在は十分に推定しうる。庄内川と段丘

との間には広く後背湿地が認められ、野添川が開削した谷間とともに郷民の生産基盤を形づくっていたものと思われる。

山口郷は矢田川の上流域に位置し、山間部を南流してきた赤津川が瀬戸の広い谷間にでて西へと流路を転換するところを中心に展開していたものと思われる。山口郷にかかわる集落遺跡などは未確認ながらも、周辺の山のなかには数多くの後期古墳が分布し、この一帯のどこかに集落が存在した可能性は高い。この谷間は、北から流れてきた瀬戸川と合流する開口部まで四倍(四倍)以上続いていて、ここに谷田が開発されていたものであろう。

本町内に所在する石作郷は、矢田川支流の香流川中流域に位置し、四方を丘陵で囲まれた谷底平野に立地している。ここにも式内社石作神社が所在するとともに、近年、岩作城の発掘調査に際し、八世紀末から九世紀にかけての集落遺跡が部分的に検出され、人々の足跡がより確かなものとなった。また、岩作城の南方にはヤツデの葉状の小支谷がはいり込み、その一角には同時期の棒振一号窯(岩作城から直線距離で約九百メートル)もある。

山田郷は、守山台地の西端部に沿うように蛇行する矢田川の右岸一帯に所在していたものと思われる。この一帯は熱田台地北側に広がる低地部で、ここに流れこんだ庄内、矢田両河川が流路の移動や氾濫などを繰り返したことは想像にかたくな

い。その意味では、決して安定した立地条件とはいえず、集落の場所さえたびたび移動させざるをえないような、厳しい自然状況との苦闘をくりひろげながら、この地に生きつづけたのであろう。周辺の古代遺跡をみても、例えば志賀公園遺跡のように古墳時代から古代にかけて約一キロにおよぶ洪水性堆積が認められ、同一地点での長期間にわたる集落の維持は困難であった。

これら四郷が郡の北部に分布するのに対し、両村郷は南端に位置する。両村郷の位置を示唆する二村山は、先述のように智多郡との境界をなすものであり、郷域は二村山の東方、沓掛一帯に想定せざるをえない。尾張国内に設置された古代東海道の駅家の一つである両村駅も、その名からいってこの郷域内に所在したものと考えられる。倭名抄の記載

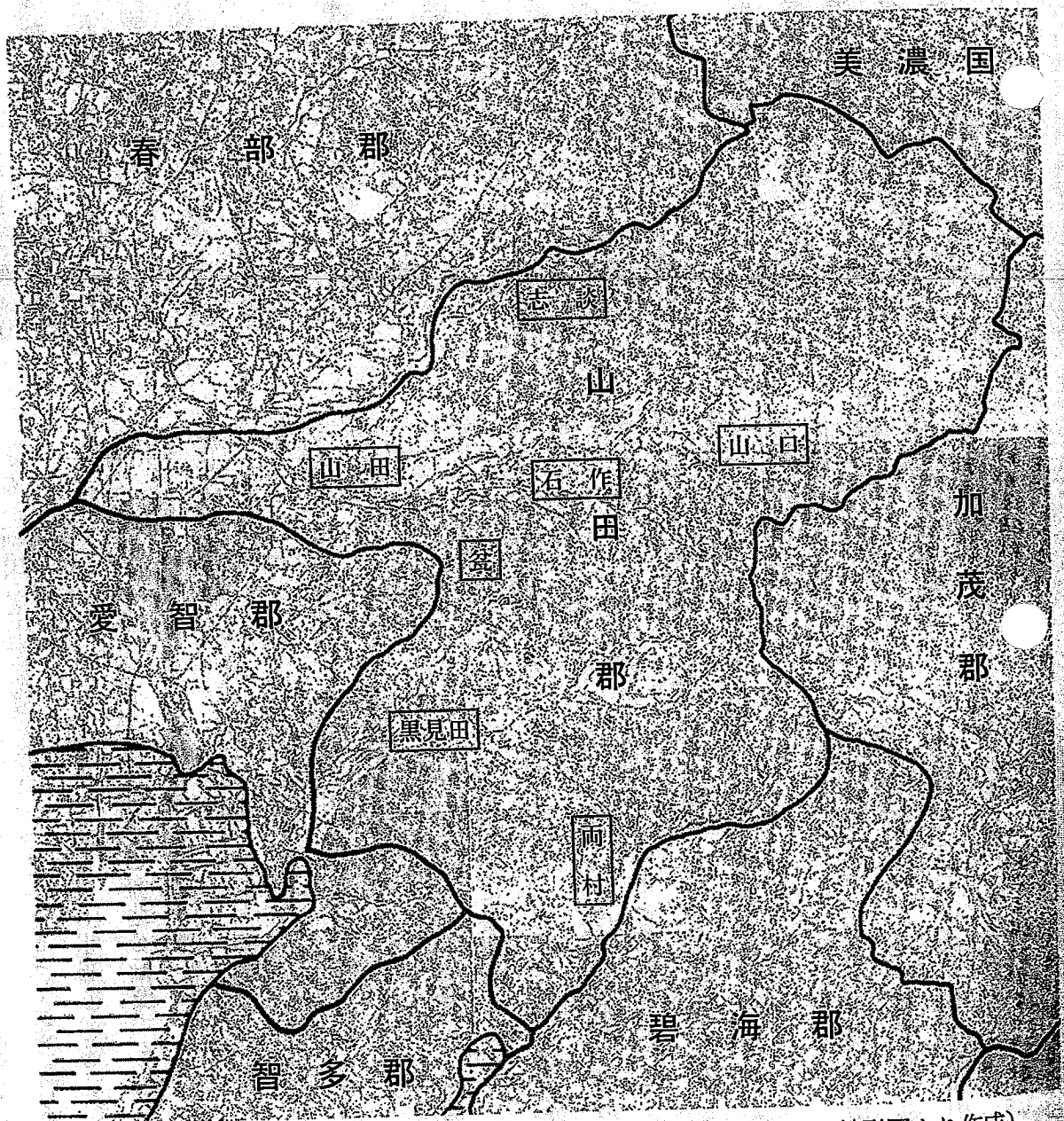


図1-22 山田郡の全域（国土地理院 明治24～26年測地2万分の1地形図より作成）

に従って両村とは別に駅家郷を想定する見解もあるが、本来、五十戸単位で編成された郷と駅制にもとづく駅家とはまったく次元の異なるものであり、駅家を独立の郷とは考えがたい。両村駅と古代東海道については、すでに梶山勝の論考があり、それによれば上高根行者堂遺跡周辺に駅家が想定され、その西側を南北に古代東海道が敷設されていた(図1-21 ただし、平針以西は筆者の推定)とされている(『古代東海道と両村駅』『名古屋市博物館研究紀要』二三)。両村郷の領域から考えても何ら問題点はない。

天白川流域 以上のようにみてくると、天白川流域が空白部の諸郷 となる。そしてこのことが山田郡域を不鮮明なものとした第一の理由であった。しかし、近年の古窯調査の結果から、この空白部を埋める諸郷がわかってきた。一つは「盆五十戸」であり、もう一つは「黒見田五十戸」である。いずれも出土した須恵器の破片にヘラ書きされていたもので、書かれていた部位は甕の口縁部外面であった。

「五十戸」は「さと」と読ませ、里(郷)を意味する。これは五十戸一里制の実施にともない、戸籍の作成をとおして政治的に編成された単位である里と自然集落をも意味する「里」とを区別するために生まれた表記方法で、万葉集などの歌謡や在地などでも用いられていたものである。これらの須恵器は

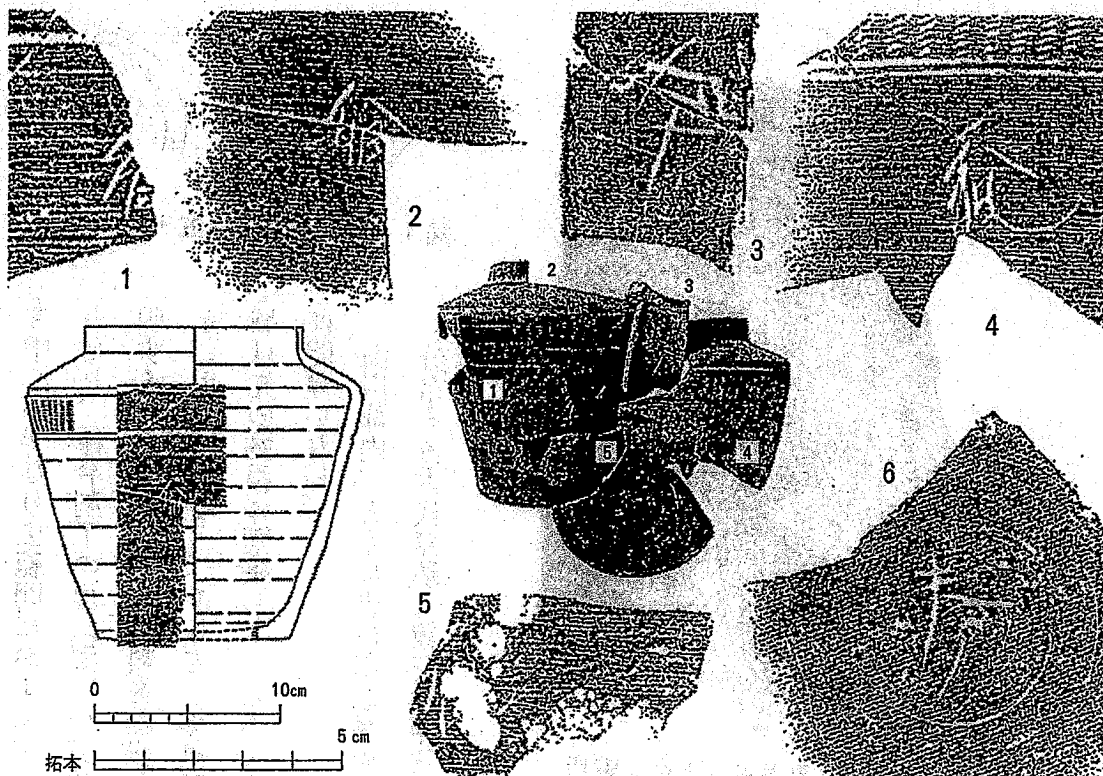


図1-23 「盆」銘壺(『名古屋市博物館だより』139号による)

編年的には七世紀後半から末葉に位置づけられ、ことを考慮すると、大宝律令以前の評里制施行下のものであったこととなり、山田郡内の郷名としては最古の確実な史料とすることができるのである。

ところで、「瓮五十戸」（瓮は「ほとぎ」と読む）が発見されたのは長久手町南西端に所在する市ヶ洞一号窯からであるが、この窯が営まれた丘陵は植田川（天白川支流）の上流、井堀川沿いに位置し、上社を開口部とする谷筋の最深部にあたる。この谷筋を望む丘陵上にはほかにもいくつかの古代の古窯が分布しており、その一つ、名古屋市名東区井堀地区の窯からは「瓮」の文字の陶片が採集されている（図1-23）。おそらくは上社を中心とした一帯の集落を編成して瓮里は設置されたものであろう。

一方、「黒見田五十戸」（図1-24、写真1-13）が出土した高針原一号窯は、同じく植田川沿いとはいえ下流域に位置する丘陵上に営まれたものであるが、「黒見田」の文字は戸笠一号窯（鳴海一〇五号窯）の製品のなかにも認められる。戸笠窯は野並の谷の最深部に位置し、天白川の河口近くで合流する藤川がこの谷筋を流れている。高針原、戸笠の両窯は、このように立地する丘陵の属する小水系が異なっており、しかも、高針原、戸笠両窯は、直線距離で五キロ隔たっていて、中間点には先に推定した古代東海道が通っていたことになる。にもかかわ

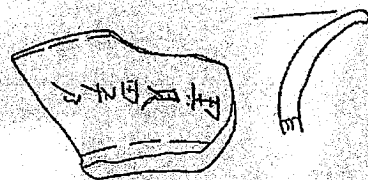


図1-24 「黒見田五十戸」
銘甕

らず、両窯は同じ黒見田里に編成された人々によって営まれたものと考へざるをえないのである。だとすれば、黒見田里の人々が生産活動を展開した領域は植田、天白両河川の合流地域を中心にかなり広範囲におよんでいたこととなり、律令制下の里（郷）の具体像を解明するうえでも好個の史料を提供しているといえるであろう。そして、黒見田里の領域は先の瓮里に南接していたものとみてはば間違いない。

山田郡内、とくに天白川水系の流域に濃く分布する古代窯跡（第三章第三節参照）



写真1-13 「黒見田五十戸」甕片
（『高針原1号窯』愛知県埋蔵文化財センター報告書第81集による）

のあり方からいって、こうした郷はほかにもいくつが存在していたものとみることができであろう。そして、これら諸郷が比較的早い段階で消滅したのは、主たる生産基盤を農業ではなく窯業においていたところに起因していると思われる。ことの当否はなお検討を要するであろうが、いずれにせよ、領域内にこのような郷を多く含んでいたところに、古代山田郡の第一の特色があったことには相違ないのである。

第三節 律令制と長久手の古代びと

律令制下の 大宝元年（七〇一）、大宝律令が制定され、この日本における律令国家の基礎が成立する。

日本で制定された律令はすでに存在したが、のちの社会を規定していく意味において、大宝律令の制定意義は大きい。律令に盛りこまれた支配理念は、天皇を中心とした中央集権国家であり、この理念実現のために「国・郡・里」という行政単位が設置され、国司・郡司・里長による地方支配がおこなわれていった。この三職のうち、地方支配において実務の中心となったのは郡司であった。郡司は在地豪族のうち、才能あるものを選び、国司が六年交代制であるのに対し、終身官として任用した。そ

の職務は『令義解』職員令に「所部を撫育し、郡事の檢察を掌る」と記され、徴税や勸農を中心とした民政面で国司と共通した権限を保有していた。かれらは地方行政区画である国のなかに司法・行政の基本単位として設置された郡の政務を担当する地方官人であった（原秀三郎「郡司と地方豪族」『岩波講座日本歴史』三）。

国司と郡司の関係については、郡司の考課や解任などは国司の権限であり、六位以下の郡司が路上で国司と遭ったときには常に下馬の礼をとるように儀制令に定められているように、律令制内での地位の違いは歴然としていた。しかし、前節で述べているように、伝統的氏族であることの多い郡司がもつ在地に与える影響力を無視しては、国司の国内統治は実質上成り立たなかった。この郡司のもつ地域性から、かれらは農民とともに、中央から派遣される国司に対し、対抗することもしばしばあった。この傾向は平安時代後半に行動として具体化されるようになっていく。

国司や郡司により把握されていた農民たちは、律令国家維持のために多くの負担を義務づけられていた。当時の農民には、租・調・庸といった生産物を収める税と、雑徭などの労働力そのものを収める税の二種類の租税が課されていた。このうち、租は農民にとってさほどの負担ではなかった。このことは、租

が班給された口分田からの収穫高のうち三割を占めるにすぎないのに対し、雑徭は年六〇日の労働であることからもうかがい知ることができる。これは当時の農業による生産が不安定で、国家財源の基礎とするにはあまりに生産力が低かったことによると考えられている。事実、農民は春夏に種子料や食糧の貸与をうけ秋の収穫後にその利稲を収める公私の出挙制に依存せざるをえなかったのである（狩野久「律令財政の機構」『岩波講座日本歴史』三）。ただし、このような理由ではじまった出挙制も、制度の変質のちには徐々に農民にとって重い負担のひとつになっていくことになった。

山田郡と 長久手 では当時の長久手の様子はどうかだったのだろう。残念ながら具体的に長久手町域を明示した史料は残存していない。そこで山田郡に關しての記述が残る「天平二年尾張国正税帳」（正倉院文書）をもとに、山田郡の状況をみてみたい。

ところで、正税とは地方国衙の正倉に蓄えられた米を意味し、田租と出挙による利稲が収入源であった。田租は稲穀で収められ、もっぱら永年貯蓄を目的としたのに対し、出挙利稲は穎稻（穂首薊りした稲）の状態で収められ、雑用支出にあてられたとされる。この正税の一年間の収入高・現在高・支出用途などを記し、毎年国司が中央政府に報告した国衙の収支決算報

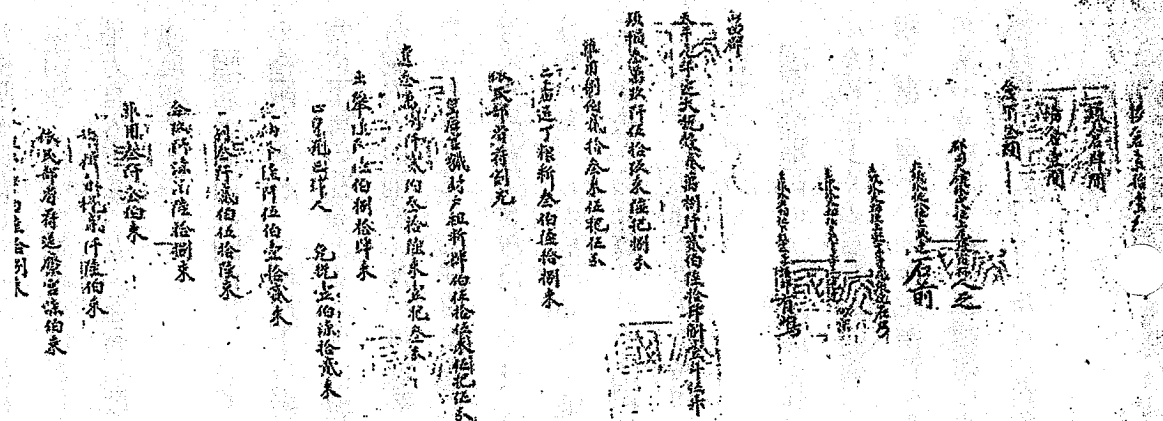


写真1-14 天平2年尾張国正税帳（山田郡関係分「複製 国立歴史民俗博物館所蔵」「原品 宮内庁正倉院事務所所蔵」）

告書が正税帳である。正税帳から知りえる山田郡の具体的様相は、輪租田面積と出挙対象人数の二点である（表1-5参照）。耕地面積については、当時国司に対し認められていたとされる三割程度の田租免除地を考慮すると、八二〇町余であったと考えられる（榎英一「尾張国正税帳注解」『名古屋博物館研究紀要』三）。

比較のために正税帳から算出できる尾張国内の他郡の輪租田面積を計算すると、中島郡は一五二〇余町、郡名が欠落している郡（以下

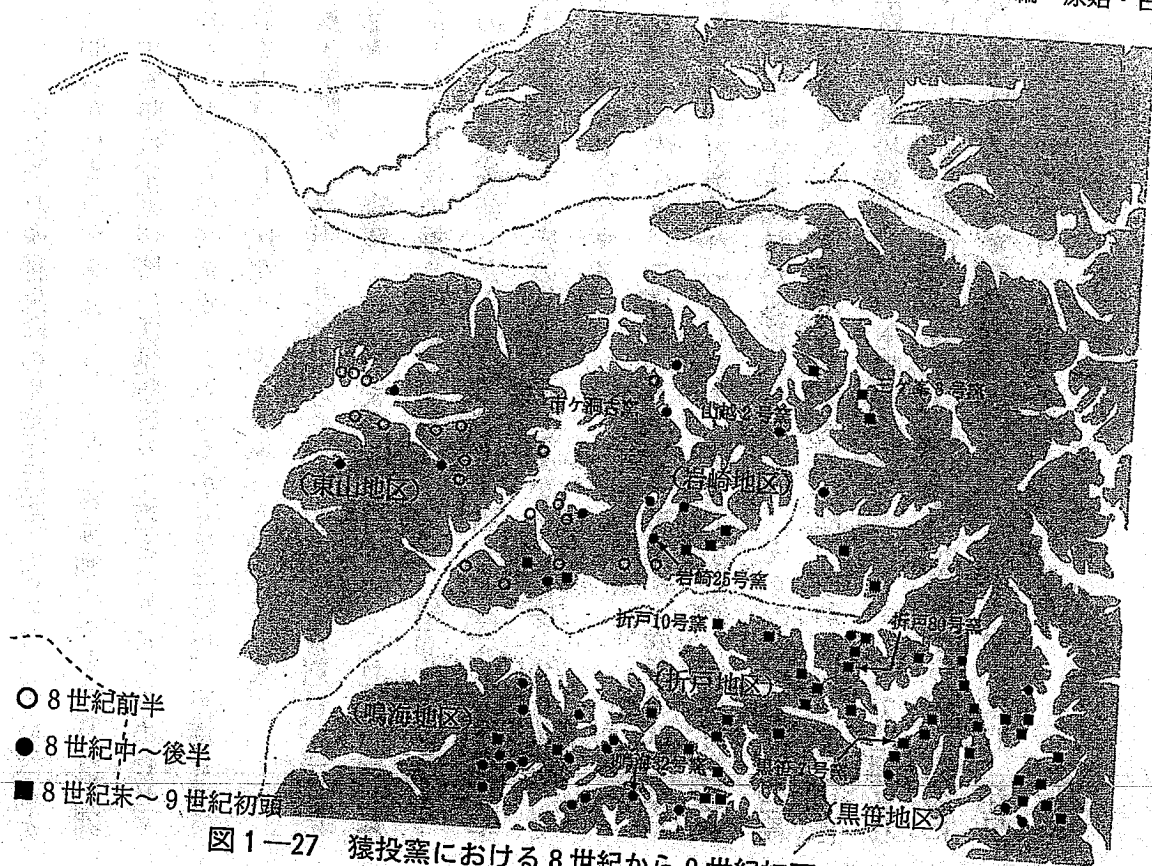


図1-27 猿投窯における8世紀から9世紀初頭の古窯



図1-28 猿投窯における9世紀から11世紀の古窯

辺の岐阜県各務原市の美濃須衛窯や多治見市周辺の東濃窯、西三河の幸田窯、東三河の二川窯、遠江の静岡県大須賀町・清ヶ谷窯、駿河の島田市・旗指窯などが、猿投窯を取りまく古代窯として、それぞれ灰釉陶器の生産を活発におこなっていたことが、明らかにされてきた。こうして東海地方のかなりな範囲で、平安時代中期以降に灰釉陶器が生産されたこともあわせて明らかとなったのである。しかも主要な生産地は、東海という地域をとびだして広がることはなかったのであった。

長久手町の 古代・中世にみられる古窯跡の形態は、一般に古窯（あながま）といわれる。これは、丘陵斜面にトンネル状の掘り抜き穴を掘ったり、斜面を溝状に掘ったのち天井を構築したうえで上部に煙出しを設ける地下式や半地下式のもので、床の傾斜角二〇度から三〇度の勾配をもってつくられたものである。

長久手町内には、これまで古墳時代末期から奈良時代前期に編年される古窯跡からはじまり、中世の山茶碗にいたる総数三二基にのぼる古窯跡が確認されている。そのうち、古代の古窯が八基発見されているが、地形的なつながりから、これらの古窯跡は、猿投窯のなかでも岩崎地区のグループとして把握されている。とくに町内南西部に分布する古窯跡からの出土品には、最近になって文字が刻まれていることが判明しだし、注目

を集めている。

すでに、第二章第二節で述べられているように、奈良時代前期の七世紀末葉代の須恵器を生産していた、市ヶ洞一号窯から出土した甕に刻まれた「盆五十戸」（ほとぎのさと）の文字は、おそらく「盆（ほとぎ）里」という行政単位に組みこまれた集落に課せられた租税の貢納に関して、器物に直接記録された文字であると考えられている。またごく最近、名古屋博物館に寄付された資料に、陶片に刻まれた「盆」や「本」の文字（図1-23『名古屋博物館だより』一三九から再録、名古屋市長東区猪高町上社井堀出土）が刻まれたものがあるが、これらもまた、長久手町の市ヶ洞一号窯に近い地域で採集されたものであって、グループをなす陶工集団の製品と思われる。この井堀出土とされるものには、古代瓦や鷗尾の破片なども採集されていて、市ヶ洞古窯を含む猪高丘陵地帯が山田郡（評）成立期の須恵器生産に重要な鍵を握っているようである。今後、鷗尾の供給先の解明や、「盆五十戸」の文字入り陶片が出土する集落遺跡の発見があれば、山田郡衙の位置や、盆の里の位置などが確定されることにつながる。これからの名古屋市北部から、長久手町周辺にかけての遺跡発掘調査や、出土資料の比較研究に期待がもたれる所以である。

さて、長久手町内の奈良時代前期に属する古窯跡は、南部の

天白川流域に流れる植田川支流の流域に多くが分布している。したがって、この時期の製品の搬出には、天白川流路を使っていたものとみられる。次に、奈良時代後期から平安時代にはいつて築窯されている古窯跡の位置を追ってみると、岩崎地区での築窯範囲は、これまでの天白川支流域のみならず、香流川流域にも広がっている。この変化は製品流通のための搬出路が、香流川流域から矢田川、そして庄内川へという経路も開発され、新たに庄内川を利用しての名古屋台地へというルートが切り開かれたことを意味していると思われる。

やがて、一二世紀末葉にいたって、中世施釉陶器を生産するいわゆる瀬戸窯の出現期になると、矢田川から庄内川へという流路を使つての製品流通が、さらに活発化する。町内の一二世紀末の瀬戸窯製品を焼成した茨ヶ廻間窯や、一二世紀に山茶碗の量産をおこなった三ヶ峯丘陵の古窯跡からの製品搬出も、このルートをとつたものと思われ、そのはじまりが、この時期にあると考えられよう。

山越二号窯の調査とその製品

奈良時代後期から平安時代前期にかけての須恵器を生産していたのは、まず長湫丘陵南部、そして中央丘陵と岩作丘陵の谷さらに三ヶ峯丘陵奥部の四力所六基であったが、そのうちの山越二号窯は、昭和五二年（一九七六）に長久手町内ではじめて学術的な発掘調査のおこ

なわれたもので、中央丘陵南東部端に南面して築造されていた古窯跡である。この山越二号窯は、奈良時代後期の八世紀中ごろから後半の窯であるが、その南西八〇度にある九世紀後半代の古窯跡、山越一号窯とともに発掘調査された。

長湫東部土地区面整理事業の造成工事が進められているなかで発見された二号窯は、窯体の残存状況が悪く、焚口部分と燃焼室一・七が検出されたのみで灰原も削平されて採集品も少なかった。しかし焼成されている製品は、口径が一三センチ、一七センチ、一二センチ前後と一定の規格にもとづく三種の蓋杯や碗、皿などの食器が中心に生産されていた。瓶類は少量で、平瓶が採集された程度であったがこれも規格にもとづく製品であった。こうした規格品の生産は、律令体制下で決められた製品の生産管理がおこなわれていたことを示しているといえよう。

この時期は、鳴海・岩崎地区に須恵器生産が広がる時期で、山越二号窯のあと、平安時代前期にかけて町内各地に合計五基の古窯跡が築かれている。そのうちの二つ三ヶ峯二号窯をながめてみよう。

三ヶ峯三号窯の製品

三ヶ峯丘陵周辺では、平安時代前期の古窯跡は、岩作丘陵西部をやや南にさがった、かの長久手合戦の古戦場を望む地に棒振一号窯、岩作丘陵東奥の三ヶ峯丘陵を香流川へ注ぐ支流の谷奥にある三ヶ峯二号窯、同一

一号窯の三基であるが、町史編纂の資料収集を目的に発掘調査がおこなわれたのが三ヶ峯三号窯である。

昭和五六年（一九八一）に調査されたこの古窯跡は、食器類のいわゆる供膳具のほか、数多くの長頸瓶と蔵骨器に使われることの多い少量の短頸壺、仏器である水瓶など、壺や瓶類が焼成されていた。ここでも口径一二、三センチ、一七センチ、二一センチ前後の規格をもった蓋杯や碗、皿、盤といった食器が多く出土しているが、それらとともに、高さ二一センチ前後の規格をもった、液体容器としての役割をもつ長頸瓶が焼成されている。

った、液体容器としての役割をもつ長頸瓶が焼成されている。長頸瓶の頸部接合方法に、やや新しい製作方法がとられていることから、九世紀初めの製品類と考えられるが、猿投窯のこの時期の中心部と思われる鳴海地区や黒笹地区にみられる長頸瓶と同じ規格でつくられていて、これらの瓶類も律令国家の規定にもとづく貢納品として、製作されたことを読みとることができる。ほかの壺類については、検出・採集された資料が少ないため、大きさの規格にもとづく生産であったのかどうかを探る手だてがないが、短頸壺の蓋が大きさで三種類ほど採集されているところから、大・中・小の規格があったように思われる。

このように、奈良時代から平安時代にかけての古窯跡で生産された製品は、一定の規格にもとづく製品が製作されていたことがわかり、長久手町内のこの時期の古窯跡でも、こうした規

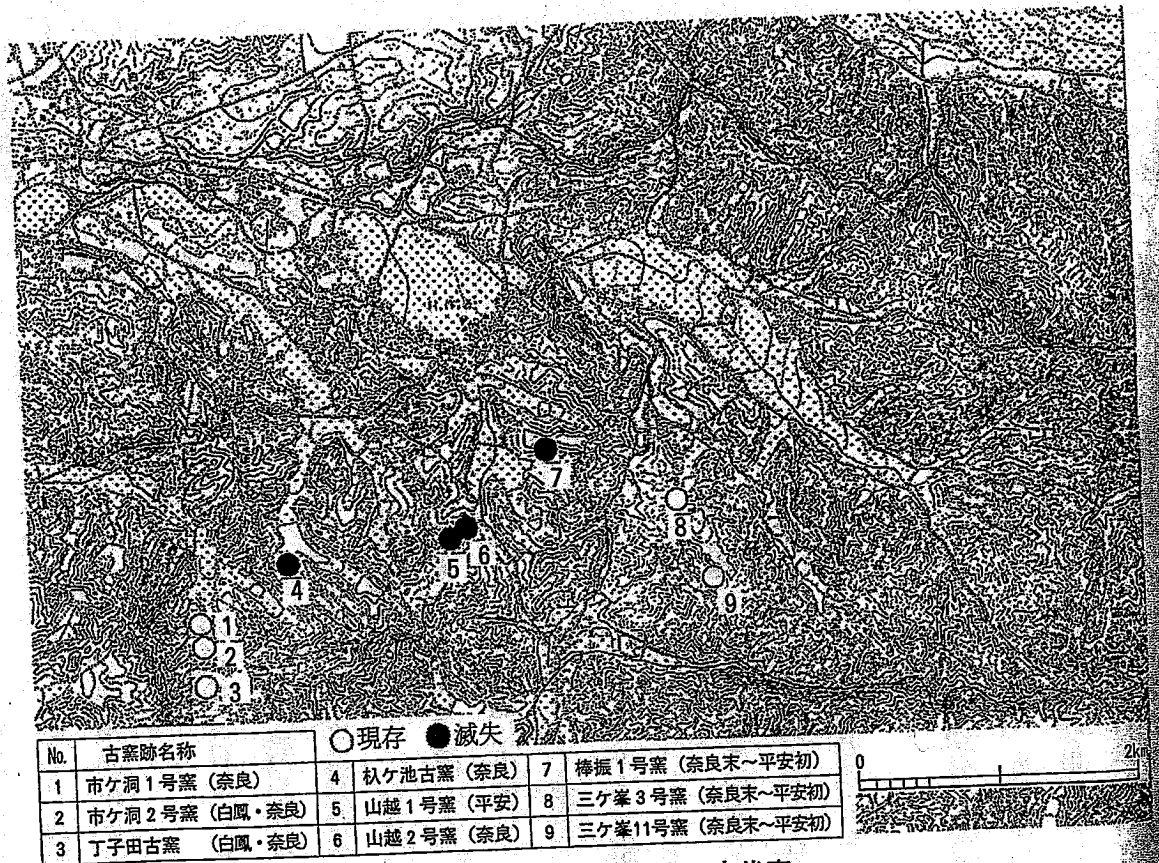


図1-29 長久手町内の古代窯

第1節 墨書・刻書

はじめに

遺跡から出土する遺物のなかに文字などが記された資料がある。記される素材としては土器類、瓦、木製品、石製品、金属製品、紙製品などがある。このうち、県内の遺跡からは土器類が圧倒的に多く出土し、そのほかに瓦や木簡などがある。金属製品や紙製品は腐食するため、遺跡からはほとんど出土しない。東日本でみられる漆紙文書などについても、県内からは出土していない。石製品も古代に関わる文字資料の報告例はない。

遺跡から出土する文字資料は書かれた当時のままの状態が残っているので、文字に対する認識や文化の広がりなど、地域の実態を理解する上で貴重な情報となる。今日、全国的にも集成や研究が進み、様々なことが明らかになってきている⁽¹⁾。

本節では県内出土の文字などが記された土器類の集成を行うとともに、印、瓦、木簡についても集成を行った。

土器については、墨で書かれたものとヘラ状の器具で刻まれたものに分けられる。前者が墨書土器、後者が刻書土器と呼ばれるものである。墨書土器・刻書土器は近年、大規模な集落遺跡の調査が進むなかで出土例が飛躍的に増加してきたが、県内では今まで部分的に知られるのみで(杉浦裕幸2005、中村2005など)、全県的に集成されたことはなかった。今回、県史編さんにあたり、これらの集成を試み、平成20年度までに報告書などで報告された遺物については、すべてをリストアップするよう努めた。対象となる時期は7～12世紀で、須恵器、灰釉陶器、緑釉陶器、土師器、初期の山茶碗に書かれたものが該当する。釈文については基本的に報告書などの記述にしたがったが、観察などにより変更したものもある⁽²⁾。

なお、本集成は釈文のみではなく、考古資料としての遺物のもつ情報を主体とした総体としての墨書土器・刻書土器を対象としているので、なるべく図面を掲載することにした。ただし、紙幅の関係上、すべての実測図を掲載することは難しいので、墨書・刻書の全体が推測できるもの、一部でも文字などが想定できるものについて実測図を掲載した。また、採集品や未報告のものについても資料調査を実施し、可能な限り一覧表に加え、重要度が高いと思われるものについては実測図や拓本を作成し掲載した。ただし、窯跡から多量に出土する「-」「=」「+」など単純な記号様の刻書については、消費遺跡も含めて取り上げないこととした。それらは文字としてよりも、窯場において焼成時に付けられた「窯印」としての意味合いが強いと思われることや、数が膨大になるためである。

1 墨書土器・刻書土器

(1) 概要

墨書土器は官衙・寺院・集落遺跡などの消費遺跡から出土する。文字などが書かれる場面としては流通・消費される段階が想定される。例えば、ある遺跡から墨書土器が出土した場合、多くはその遺跡の範囲内で書かれたことが考えられ、そこでの人々の生活に関わった事柄を示している可能性が高い。

一方、刻書土器は土器の表面にヘラなどを用いて、文字などを刻むものである。焼成後に鋭利なもので刻む線刻と、焼成前にヘラなどで刻するヘラ書きがある。前者は墨書土器と同じように流通・消費の場で刻されることになるが、出土例はほとんどない。後者は出土遺跡を離れた窯場などの生産の

場において、焼成前の乾燥の段階で文字などが刻まれるのが一般的である。したがって、文字を書いた人物は生産に関わりのある人物ということになる。この場合、2つの場面が想定される。1つは工人などの製作者集団が自らの意志で刻した場合である。もう1つは外部からの要請のもとに製作者集団が文字を刻する場合である。あるいは生産と関係のない人物が何らかの事情で窯場に行って直接刻することも否定はできない。どのような状況下で文字が刻されたかを区別することは難しいが、刻書の内容や消費地での出土状況などである程度推測することは可能であろう。また、焼成前に印を押した刻印土器がある。量的にはわずかであり、今回の集成では刻書土器のなかに含めて記述することとする。

このような墨書・刻書のあり方は瓦についても同様と考えられる。

以下、墨書土器、刻書土器に分けて、具体的に特徴を概観する。

(2) 墨書土器

7～12世紀の墨書土器は約120遺跡から約900点出土している。ただし、8世紀前半以前に遡るものは志賀公園遺跡などわずかで、ほとんどが8世紀後半以降のものである。8世紀後半には須恵器杯類を中心に墨書土器が増加する。その後、やや減少するが、9世紀後半のK-90号窯期になると再び増加し、10世紀にかけて最も多くなる。器種はほとんど杯・碗などの供膳具で、墨書部位は底部外面が圧倒的に多い。特に灰釉陶器碗・皿類の底部に1文字を墨書するものが最も多い。

<出土状況>

一宮市北西部、瀬戸市北部、安城市南部などで多く出土する。これらの地区は高速道路建設や河川改修に伴って大規模な集落遺跡が調査されたという点もあるが、それを考慮しても出土数が多い。墨書土器の出土量が多い遺跡では万遍なく出土するのではなく、特定の遺構や自然流路などから集中して出土することが多い。

例えば、春日井市勝川遺跡や瀬戸市北部の品野西遺跡では、自然流路などから祭祀遺物とともに多量の墨書土器がまとまって出土している。勝川遺跡はその範囲内に藤原宮と同範の瓦が使用されている勝川廃寺を含み、官衙の可能性もある遺跡である。品野西遺跡は名古屋から三河を通り、東濃や信濃と結ぶ近世の中馬街道の沿線にある。古代においても交通ルートとしてはさほど変わらないと考えられ、県内で最大級の大型竪穴住居の存在などを考えてみても、山間部へ入っていく交通の要衝に所在する拠点的な遺跡であった可能性が高い。

安城市南部の惣作遺跡では、自然流路や土坑から墨書土器、木簡、瓦などが集中して出土している。近くに所在する白鳳期の寺領廃寺との関係が想定されることや、遺跡周辺が参河国造の本拠地であったと推定されることなどから、通常の集落遺跡とは考えにくい。このような出土状況は、墨書土器が日常的に使用されるものではなく、官衙・寺院などでの使用や、祭祀行為など非日常的な使用が多かったことを示している。

<内容>

墨書の主な内容については、おおよそ表1のとおりである。

まず、官衙関連では、豊川市白鳥遺跡(三河国府跡)の調査が行われ、正殿の北側などから「國厨」という国衙の施設名を記したと考えられる8世紀後半の盤(418～421)などが出土している。国衙での使用を直接示すものであろう。また、岡崎市矢作川河床遺跡から多量の墨書土器に混じって、「郡厨」あるいは「郡府」(314)・「国」(308)などと墨書された土器が出土している。この遺跡では、以前から河川敷で多量の墨書土器が採取されており、その内容が注目されるが、今回は発掘調査で出土したもののみを取り上げた。郡衙との関連が指摘されているが、遺構などがはっきりせず、不明であ

表1 消費遺跡出土の主な墨書土器・刻書土器

市町村	遺跡名	官・寺院・施設	人・人名	自然・地名	吉祥句	器種・用途	方角	数字	その他
一宮市	門間沼遺跡		千万、物口、世王	田、大田、井山寸、美濃(刻)	凡(則)	酒杯	北	千	固(則)
一宮市	大毛沖遺跡	公、首	物万	大田	金、大、豊大			四、十	上大□、大□、正□、上□
一宮市	猫島遺跡			川	財、財果、成		東		居
一宮市	田所遺跡		長万、平	禾、木	玉、志、丸				
	尾張北西部その他の遺跡	里、園	僧、石万呂海万、稗万呂平(刻)	井、八倉井、田、川、口治、足本、美濃(刻)	富、福、仁、物大、物平、年、上、大	在飯	西	七十	印、生、同、難、上下、寸、口佛、尾/工奈、下乃、入
稲沢市	尾張国府跡・国分寺跡ほか	國口、房國新、寺		井立、(美)濃大井、足	日上中、万、太、上、大	之/器	東北	口卅二	口宋那、瓦、乙、山or上
清須市	清洲城下町遺跡	大師寺、大師、沙中房、堂司	生万、上万、汝	田	副嘉、大福、生徳、新、大、神、仏、大		西	六	慶融、法、前、別口
	尾張南西部その他の遺跡	寺、年寺、舎		地	長富、萬、天、大		西、南	十	及、乃前奈口□、口日
名古屋市	志賀公園遺跡	復家	女々、口足、足	大田→山田、田、所	志、本、市(則)		東		方、分、物、字遅
	尾張南東部・知多その他の遺跡	工政所		道泉、木、水山寸、姦、黒尾田	大金、万、成、太正月			十二、廿	槐本、黒叶、保、生、仿、下中、上中、別口、瓦三
春日井市	勝川遺跡	宅北、寺、別院	僧、多万、足、足口、巫凡人、人	井手、井上、月林	富、富十、万、徳、太、本、金、合		東北		口行、X、別文口、中、元、升、封、勢
瀬戸市	品野西遺跡		口磨、十万、内万		豊、千得、〇凡年福口				下
瀬戸市	上品野遺跡		財万	春、山、土井	吉、万口、岳(則)		東		用、メ
瀬戸市	上品野蟹川遺跡	文室門、山寺、寺		山	〇、〇、豊道				過方、知
	尾張北東部その他の遺跡	関		加知、月井	大、資		西	参廿九口	大口、今承or様、田甲
豊田市	水入遺跡	公寺、公	安(妻カ)			十皿or十四			
豊田市	郷上遺跡		平	井	万、長、金		西		日
豊田市	梅坪遺跡		口万、人	彌長田井	嗣、高、太			四、八	辰、在、衛
	西三河北部その他の遺跡	口室、里	牛養、磨、男谷部		福、大福、芳、大上、大				方、中、加口口
岡崎市	矢作川河床遺跡	国、郡厨(郡府)、王			全or金、本			千、十	开、申、半
安城市	惣作遺跡	寺→本	十万	田、井、川	賀、吉、長、盈、若、市(則)	井			夙(則)、方、凡、衣、瓦、分
安城市	桜林遺跡	国口	市人		人or天	酒杯			中
安城市	彼岸田遺跡	厨		田	上	器皿、器			
	西三河南部その他の遺跡	寺、里、宮、大井家那	白刀女、妾、磨、大万、船人屋物部	田、秋、柿井	金、神、太、寿、大、丸、広、万、凡(則)亥(刻)、大	器口、器四坏、口坏	南	三、七、十	忍、古、黄、帯、意、黄or帶者口
豊川市	白鳥遺跡(三河国府跡)	國厨、介口			財、上、生(則)				耶口/明
豊川市	三河国分尼寺跡	僧寺			大		東、南		保
豊川市	国分寺北遺跡	金寺、院、僧寺			金、口(則)太奈				本
豊橋市	市道遺跡	寺、坊子宮	人松方御口	山、井	大、有			十、千、千一千一	甲、間回
	東三河その他の遺跡	大田	玉万口中大口、大万		太平、吉			十	加口陶

太字は墨書土器、斜体字は刻書土器

(則)は則天文字及び則天文字系と考えられるもの

(刻)は刻印

る。

寺院関連では、三河国分寺と関係の深い国分寺北遺跡や三河国分尼寺跡から「僧寺」(432・433・442)・「金寺」(436)・「金」(438・439・441)・「院」(440)などの墨書をもつ8世紀後半の須恵器や10世紀の灰釉陶器が出土している。その他、寺院跡では勝川遺跡(勝川廃寺)、北名古屋市弥勒寺廃寺跡、甚目寺町甚目寺遺跡、豊橋市市道遺跡(市道廃寺)などから「寺」と墨書された土器が出土している。なお、清須市清洲城下町遺跡では「大師寺」(134)・「大師」(135)・「沙中房」(128~133)・「堂司」(139)、瀬戸市上品野蟹川遺跡では「山寺」(255)・「文室門」(250~252)、豊田市水入遺跡では「公寺」(275・276)などと墨書された土器が出土するが、いずれも寺院との関連は不明である。

官衙・寺院以外に目を向けてみると、人・人名に関しては「牛養」(274)・「白刀女」(390)や□万など名前と思われるものがみられるが、量的には少ない。また、「船人」(318・319)・「市人」(359)など職に関わる名称もあり興味深い。

土地や自然、地名に関しては「田」が最も多く、「井」などとともに普遍的にみられる文字である。ほかには「山」「川」などがある。地名については刻書では何点かあるが、墨書でははっきりとしない。

分類上で最も多いのが、吉祥句と思われる文字である。例えば、「富」「福」「(大)金」「大」などはその地域でもよくみられるものである。ただし、隣接する遺跡であっても、主体となる文字が違うことが注目される。例えば一宮市の門間沼遺跡では「田」(1・2・6~8)・「千」(16)、大毛沖遺跡では「公」(26~29)・「金」(30~32)、田所遺跡では「長万」(62・63)・「玉」(59・60)・「禾」(57・61)、猫島遺跡では「財果」(53・55)・「財」(48・50・51)などがそれぞれ複数あり、他の遺跡の傾向とは共通しない。これは瀬戸市や安城市の各遺跡でも該当することである。また、各遺跡で則天文字と思われる文字(11・12・164・339・423・443など)が何点かみられる。ほとんどが1文字で、文字というよりは、記号的な使用であったものと推察される。

用途・器種に関しては「器」という文字が目立つ。なかには杯蓋の摘みに書かれる例(377)もある。具体的な用途を示すものとして「酒坏(杯)」(3・362)・「在飯」(20)などがある。

(3) 刻書土器

刻書土器は約150遺跡から約400点出土しているが、「-」「=」「+」などのヘラ記号を含めると数千点にのぼるものと思われる。刻書がみられる時期は7世紀後半から12世紀である。7世紀後半、8世紀後半、9世紀後半頃のものが比較的よくみられる。文字には様々な種類があるが、1文字で「大」と刻するものが各時代を通じて普遍的にみられ、量も最も多い。刻書部位は底部外面が最も多く、壺・甕類は頸部外面などにもよくみられる。

<出土状況>

刻書土器は消費遺跡からも出土するが、量的には少なく、刻書土器と出土遺跡との関係が意味をもつような事例はほとんどない。ただし、尾張国府跡では須恵器二面硯の裏側に「國新」と刻したもの(504)がある。二面硯は生産量が少なく、焼成前に刻されていることから、国府での使用を前提にした特注品というべきものであろう。また、岡崎市小針遺跡では「郡」と刻された須恵器有台杯身(546)が出土している。小針遺跡は矢作川右岸にあり、すぐ近くには三河地域最古の白鳳寺院である北野廃寺跡が所在することから、政治的に拠点となりうる地域であるが、郡衙などに比定できるような遺構は見つかっていない。瀬戸市品野西遺跡では底部外面に「凡(則天文字)年福□」と刻された大型浅鉢(538)が出土するが、遺跡との関わりははっきりしない。

濃尾平野北西部には「美濃国」施印須恵器が分布する。「美濃国」施印須恵器は、岐阜県各務原市・

岐阜市を中心に分布する美濃須衛窯のうち、老洞1号窯など一部の窯で焼成されたことが確認されている。尾張国内では美濃国に近い木曾川沿岸地帯で限定的に出土している。

刻書土器はほとんどが窯跡から出土したものである。本県における古代の窯は小牧市・春日井市を中心とする尾北窯が150基以上、名古屋市・日進市・三好町などを中心とする猿投窯が500基以上あったと推定されている。窯跡の調査事例は多いが、刻書土器の出土する窯は限られている。「+」「-」などの単純な記号は多数出土するが、文字と考えられるものは少ない。「大」「長」など漢字1文字で書かれるものもあるが、人名や地名、用途などがはっきりと記されるものもある。

<内容>

窯跡出土の刻書土器の主な内容については、おおよそ表2のとおりである。

時期的に最も古いのは、尾北窯の小牧市篠岡78号窯出土の「尾山寸」(565)、猿投窯の名古屋市高針原1号窯出土の「黒見田五十戸」(600)、長久手町丁子田1号窯出土の「尾治瓮五十戸黒口」(590)、I-35号窯(市ヶ洞1号窯)出土の「瓮五十戸佐加之」(599)など7世紀後半の資料で、「五十戸」銘をもつ資料が中心である。7世紀末から8世紀前半の資料としては尾北窯の春日井市高蔵寺2・3号窯出土の「口(厶カ)本五十戸東万厶」(578)・「厶本里瓦人ア」(577)・「尾治春部厶本」(575)、春日井市神屋1号窯出土の「口春ア之奴支」(579)などがある。なお、三重県四日市市西ヶ広遺跡からは「尾治山寸口」と刻された須恵器の甕(755)が出土しているが、篠岡78号窯の製品であろうと推定される。また、平城宮造酒司に「斯野伎五十戸厶」(752・753)がある。漢字は異なるが音が同じであり、尾張産の須恵器であることから、神屋1号窯で生産された可能性もある。

これらをまとめると、尾北窯では7世紀後半から8世紀前半にかけて、①「尾治(国)山寸口」、②「春ア(郡)之奴伎五十戸」、③「尾治(国)春ア(郡)厶本五十戸瓦人ア」、猿投窯においては④「尾治(国)瓮五十戸黒口」、⑤「黒見田五十戸」と国・郡・里(五十戸)名を含む地名表記がみられる(城ヶ谷2008)。合計5つの五十戸(里)名がみられるが、「尾治(国)山寸口」については、『和名抄』には、春部郡の郷名に「山村」がみえる。山村郷の推定地は篠岡丘陵の南にあり、位置的にも一致する。「之奴支」についても神屋1号窯からさほど遠くない場所に中世篠木荘がみえ、地名として存在していたことが推定される。それ以外については文献や現在の地名などにはみられない。

これらの刻書は、大宝令(701年成立)における国郡里制の施行以前に「里」に先行する「五十戸」

表2 窯跡出土の主な刻書土器

窯跡	支群・地区	官・寺院・施設	人・人名	自然・地名	吉祥句	器種・用途	方角	数字	その他
尾北窯	篠岡支群(S)		江迫田秋、人	山寸、尾山寸、井、居	久、大	臈願/器所/白口	北	八三、八従、九、十	見、是口、乃、元、才
	高蔵寺支群(C)		厶本里瓦人ア、山之、工、ア、女	尾治春ア厶本、厶本	口五日、久、大	口(厶カ)本五十戸東万厶			
	神屋地区・桃山地区など		参カ口雄	口春ア之奴支				九	
猿投窯	東山地区(H)		…利益/僧因西						山キ
	岩崎地区(I)	岩宮 岩宮	尾治瓮五十戸黒口、瓮五十戸佐加之、戸人佐加之、瓮人小口之、瓮止己皮	黒見田五十戸、瓮、河、大草當不口	大、本、年/年	直米二斗五升、羹坏		廿七	見口口、瓦、黒、券、有
	折戸地区(O)	官、椋人		口口口山					見口、あ
	黒笹・井ヶ谷地区(K・IG)	内膳所、寺	口本口村井場口石上、磨、	松木郷、田、山、道	富、上、長、大、本	南客、調勘	西	七、九	見、敷、典、可、牛
	鳴海地区(NN・NA)	倉、口閑棕口、淳和院		黒見田、葭/葭	大、月		西満	八、九、百万	上中、敷、及
三川窯			磨、男		大、天、万	直米四升		九五	壬戌、白、ち

という地方制度を記した刻書土器が生産されていたことを示しており、図35にみられるように、それらが奈良県高市郡明日香村石神遺跡(742~751)や藤原宮、平城京(752・753)など宮都で出土することが注目されている⁽³⁾。宮都以外での消費遺跡における「五十戸」銘須恵器の出土状況をみてみると、「山寸」が一宮市門間沼遺跡(479)、名古屋市味鏡B遺跡(521)、三重県西ヶ広遺跡(755)、「正本」が江南市木賀町新塚(498)、岐阜県雨田遺跡(754)、「釜」が名古屋市尾張元興寺跡(527)、「黒見田」が名古屋市正木町遺跡(529)、小幡遺跡(522)のみで、県内での出土例は少ない。「之奴支」は平城宮以外では出土例がない。これらはすべて1点ずつの出土であり、むしろ石神遺跡のほうが種類、量において上回っている。これらのことから、中央への供給を前提にして「五十戸」銘須恵器が焼成されたとも考えられ、この時期の地方制度のあり方や中央と地方の関係を考える良好な材料となる。

なお、時期的には8世紀後半に下るが、東郷町K-8号窯から「船木郷」銘をもつ須恵器無台碗(621)が1点出土している。船木郷は山田郡にみえる郷名である。山田郡の所在地ははっきりしないが、この付近が山田郡の領域に含まれる可能性がある。

9世紀の灰釉陶器の時期になると、官との関係を具体的に示す刻書がみられる。例えば、日進市O-41号窯出土の「官」銘サヤ鉢(639~641)、三好町K-90号窯出土の「内豎所」銘碗(651・652)、豊明市NN-93号窯(棧敷1号窯)出土の「淳和院」銘サヤ鉢などである。

O-41号窯は、尾張地域に灰釉陶器生産が定着したK-14~K-90号窯期の窯である。この時期の灰釉陶器はほぼ本県のみで生産されており、平安京をはじめ各地へもたらされている。灰釉陶器や緑釉陶器のなかで特別なものは降灰などを避けるため、サヤ鉢と呼ばれる窯道具に入れて焼成していたものと思われる。そのサヤ鉢に「官」と大きく刻書されており、おそらく官に供給するものを区別したと推定される。この窯からは習書がヘラ書きされた窯道具など(642・643)も出土しており、製作者集団のなかに漢字を知っている人物がいた可能性が高い。なお、120mほど西に所在するO-84号窯からも習書がヘラ書きされた須恵器鉢(638)が出土しているが、こちらは書き慣れた筆運びである。

K-90号窯は灰釉陶器とともに流麗な陰刻花文をもつ緑釉陶器素地などを焼成しており、この時期を代表する窯である。K-90号窯では省力化のために三日月高台で直接重ね焼きする碗が主体であるが、「内豎所」銘をもつ大型の碗は角高台を有し、内面全体を丁寧にハケで施釉し、三叉トチンを用いて重ね焼きしている。内豎は天皇の周囲の雑事や警護を司る令外官で、そこから発注された特殊品と考えられる。

NN-93号窯から出土したとされる「淳和院」と刻されたサヤ鉢は所在が不明であり、実測図は掲載することができなかったが、9~10世紀のもので、淳和院に供給する製品を入れて焼成したと思われる。

これ以外に、9世紀代の資料として豊田市七曲1号窯から「調勘」と刻された須恵器甕(650)が出土している。これについて「調」と「勘」は異筆の可能性があり、「調」に対して「勘検」が行われた後、「勘」と刻されたと捉える見解がある⁽⁴⁾。調納制に関わる資料として興味深い。また、名古屋市瑞穂区高田町から「工政所」と刻書された10世紀代の灰釉陶器(525)が出土している。小牧市篠岡99号窯からは「器所」と書かれた壺(585)も出土している。「工政所」や「器所」という役所は記録にはみえないが、何らかの形で生産に関わる機関があったことが想定される。

用途についての刻書として、西尾市八ッ面山北部遺跡出土の「四坏」銘須恵器碗(552)、長久手町山越1号窯出土の「羹坏」銘灰釉陶器碗(661)、篠岡99号窯出土の「臈頼」銘灰釉陶器広口壺(米を入れておく壺か)(585)など具体的に用途を書いたものがある。また、日進市I-24号窯出土の「直

米二斗五升」銘須恵器短頸壺(655)、豊橋市苗畑5号窯出土の「直米四升」銘灰釉陶器長頸壺(677)など、何らかの値と想定される米の量を示したものもある。なお、「直米四升」は左右反対の鏡文字になっており、工人たちの文字に対する認識がうかがえる。

渥美窯においては平安時代末期に操業した大アラコ3号窯や竜ヶ原1号窯で「藤原顕長」銘の短頸壺が出土している。688は2か所に刻書がみられる。1か所は「正五位下行／兵部大補兼／参河守藤原」とある。この後、「顕長…」と続くものと思われるが、割れていて不明である。もう1か所は雑な書き方で「藤原尊霊／道守尊霊」と刻している。「藤原顕長」関係の刻書陶片は2、3か所の窯から全体で数十点出土しているが、文字の書き方にはバラエティーがあり、複数の人物の手により刻されたものと思われる。猿投窯東山地区の八事裏山古窯群などでも経塚に関連した刻書資料(687)がみられる。

2 印

古代の印は銅印が4点、陶印が3点の計7点が出土している。689・690は出土地点は違うが、尾張国府跡から出土した銅印で、「珍富」「富」という印面である。どちらも遺構に伴っていないため、詳細な時期などは不明である。691・692はいずれも伝世品であるが、「伊保郷印」(銅製)である。伊保郷は賀茂郡の一郷であり、豊田市北部にあったとされる。「伊保郷印」は個人蔵のものがもう1点あるとされる。693は日進市O-37号窯灰原から出土した陶印である。時期的には9世紀後半から10世紀前半頃のものである。印面は不鮮明で、文字かどうかもはっきりしない。694は日進市I-24号窯の灰原から出土した陶印で、9世紀後半頃のものである。印面については「^{ふたむら}両村」あるいは「専」などとする意見がある。I-24号窯の南には東海道が通り、その駅家に「^{ふたむら}両村駅」がみえる。また、南8kmほどの所に豊明市^{ふたむら}二村という地名が残り、関連が指摘されている。695は白鳥遺跡(三河国府跡)から出土したもので、猿投窯産であると思われる。側面には淡緑色の釉薬が施されているが、緑釉であれば陶印としては類例がない。印面には「賀」という文字がみえることから「賀茂郡印」と考えることもできるが、三河国府は宝飫郡にあり、その関係は不明である。

3 瓦

古代の文字瓦は名古屋市小幡廃寺(花ノ木地内)、春日井市勝川廃寺、小牧市大山廃寺跡など14遺跡から約110点が出土している。小幡廃寺(花ノ木地内)では多量の文字瓦が出土しているが、ほとんどは1文字を刻したものである。時期的には8世紀代と考えられる。勝川廃寺では「□私ア安万呂」(705)という人名がみえる。稲沢市三宅廃寺からは「各田ア寺」と刻書された瓦(696)、愛西市諸桑廃寺からは「堤□寺」と刻印された瓦(697)、小牧市大山廃寺跡からは「山寺」と刻書された瓦(698)などが出土するが、これらは寺院名と考えられる。諸桑廃寺のある付近は『和名抄』にみられる「堤郷」と推定されており、「堤□寺」は郷名寺院の可能性もある。江南市音楽寺跡からは「(美カ)濃国」銘の文字瓦(700)が出土しており、美濃国との関係が考えられるが、寺の造営主体が壬申の乱で活躍した村国連氏であるとする意見もあり、興味深い。

また、瓦を生産した窯跡である小牧市篠岡66号窯からは「多楽里(尾)張戸連…」(725)・「□田里積□」(727)・「雀ア足…」(728)・「山田安…」(730)などの人名や「五十長」(724)などと刻書された瓦が出土している。この窯は8世紀代の須恵器窯A窯と9世紀代の灰釉陶器窯B窯の2時期にわたって使用されているが、文字瓦はA窯で焼成されたと思われる。供給先などについてはわかっていない。

4 木 簡

木簡は、稲沢市尾張国府跡から1点(741)、春日井市勝川遺跡から1点(738)、名古屋市志賀公園遺跡から6点(732~737)、甚目寺町大淵遺跡から1点(739)、安城市惣作遺跡から2点(740)、同市下懸遺跡から1点(741)の計12点が出土している。このうち、惣作遺跡の1点は2008年度に出土したもので、習書かまじないに関わるものと想定されるが、未整理の状態であり、これを除外する11点の実測図を掲載した。732~737については志賀公園遺跡で検出された自然流路から出土したもので、8世紀前半に遡る可能性がある。祭祀に関わる廃棄行為が想定される。738は白米に付けられた荷札木簡である。文字が明瞭に見えるのは下懸遺跡出土木簡(741)である。時期的には9世紀代のものと想定されている。内容からみれば、儒教の根本教典である「五経」の習書であると思われる。尾張国府跡と大淵遺跡を除く4遺跡はいずれも墨書土器も多量に出土している遺跡である。

おわりに

以上、県内の文字資料についてみてきた。墨書土器・刻書土器ともにバラエティーがあり、いくつかの興味深い事例がみられた。また、字をよく知らないまま、形を似せて書いているものが多くみられた。当時の識字率がどの程度であったのかはわからないが、墨書土器のあり方を通してみると、一般集落においても漢字を目にする機会があり、8世紀後半以降は文字がある程度普及していたと考えられる。また、則天文字の存在が示すように、意味を理解せず、記号的に使っていたことも多かったと思われる。墨書土器は8世紀後半から10世紀にかけて多くみられるが、祭祀などに関わり、特定の遺跡、特定の遺構から多数出土する事例が目立つ。一般集落でもみられるが、全体的に吉祥句が多い傾向にある。

刻書については7世紀に遡り、「里」の古い表記である「五十戸」銘をもつものがみられる。これらの刻書は猿投窯、尾北窯で生産されたもので、飛鳥、藤原宮へも運ばれている。9世紀には「内豎所」「官」などの刻書がみられ、灰釉陶器生産と官とのつながりを具体的に想定できる資料を確認することができた。これらの刻書土器は調納制のあり方とも関わり、興味深い資料である。

今まで本県の文字資料については断片的に知られるのみで、全体についてはよくわかっていなかったため、今回は実測図を中心に集成した。これにより、おおよそ本県の概要はつかめるようになったと考えるが、今後は文字のもつ意味、書かれた背景などについても検討していかなければならない。

註

- (1) 平川 南 2000:『墨書土器の研究』吉川弘文館
- (2) 文字の読み方などについて、愛知県史編さん委員会古代史部会福岡猛志部会長より種々の御教示を得た。
- (3) 巽淳一郎 2000:『記号・文字・印を刻した須恵器の集成』文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書
- (4) 古尾谷知浩 2008:「焼成前焼書土器再論」『日本考古学協会2008年度愛知大会研究発表資料集』

(城ヶ谷和広)

出土品2 刻銘須恵器



丁子田1号窯 壺片



国の名 サト名 「サト」
人名
尾治 壺 五十戸 黒麻呂
おわり ほとぎのさと くらまろ

器を製作する時に使う木のヘラで、焼く前の器に文字や印を書くことがあります。ヘラで刻みつけるため、「ヘラ書き土器」とも言われます。

丁子田1号窯・市ヶ洞1号窯からは、「壺五十戸（ほとぎのさと）」と刻まれた壺片など、文字の刻まれた須恵器が全部で12個体出土しました。

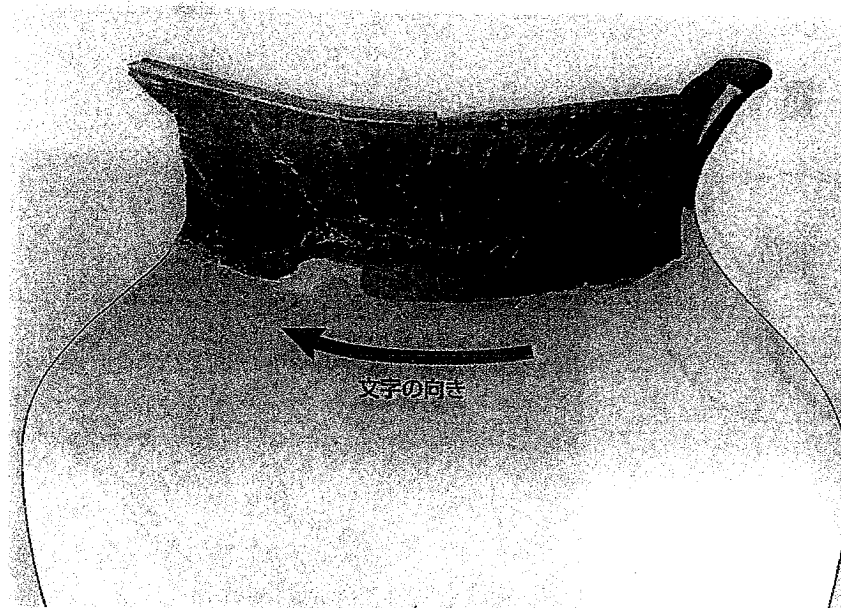
同じ「壺五十戸」と書かれた壺が奈良県明日香村の石神遺跡でも出土していることから、これらの窯で作られた製品が当時の都、飛鳥に運ばれていたと考えられます。

壺や壺の頸部分や、脚付壺の脚に記された文字は、右から左へ横向きに書かれています。

書かれている文字の内容は、当時のサト名（地名）と人名になります。「五十戸」は「さと」と読みます。当時の行政単位で、ひとつの集落単位（里、郷）が50戸であったためです。

【丁子田1号窯・市ヶ洞1号窯出土品の 表記方法のパターン】

- ① 国名+サト名+五十戸+人名
- ② サト名+五十戸+人+人名
- ③ サト名+人+人名
- ④ サト名+五十戸+人名
- ⑤ サト名+人名
- ⑥ サト名



市ヶ洞1号窯 壺（頸の部分）



サト名 「サト」 人名
壺 五十戸 佐加之
ほとぎのさと さかし
佐加之

昭和十一年三月三日
 市ヶ洞1号窯 竈 (頸の部分)
 丁子田1号窯 竈 (頸の部分)

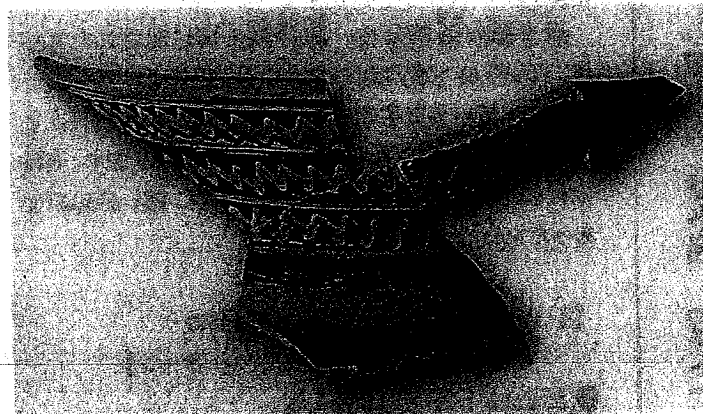


市ヶ洞1号窯 竈 (頸の部分)

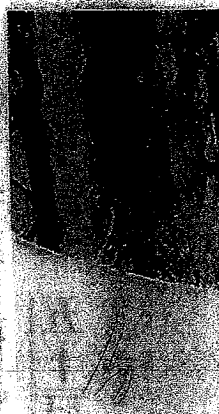


戸人佐加之

戸人佐加之



丁子田1号窯 竈 (頸の部分)

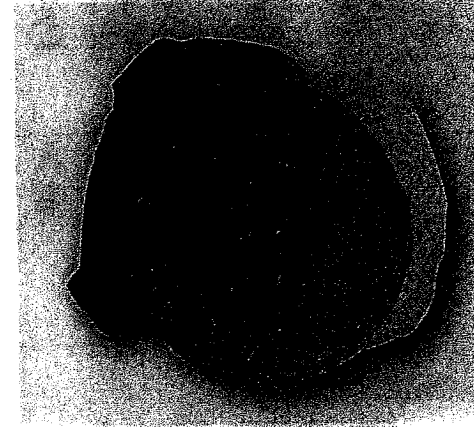


竈 (文字の一部分)

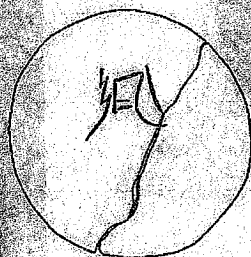


竈

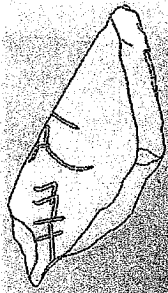
見太口



市ヶ洞1号窯 すり鉢 (底の外周)



丁子田1号窯 器種不明 (脚の部分)



瓮
五
十

市ヶ洞1号窯 壺 (頸の部分)



瓮
不
明

市ヶ洞1号窯 壺 (頸の部分)

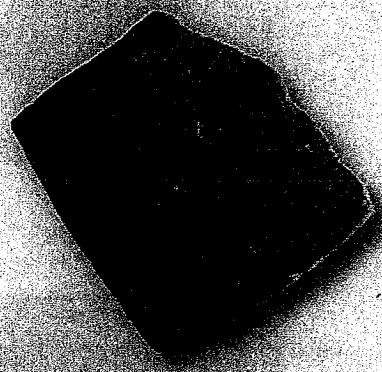


瓮
人
小
口
之

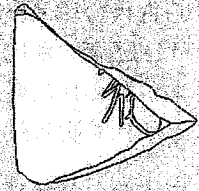
市ヶ洞1号窯 壺 (頸の部分)



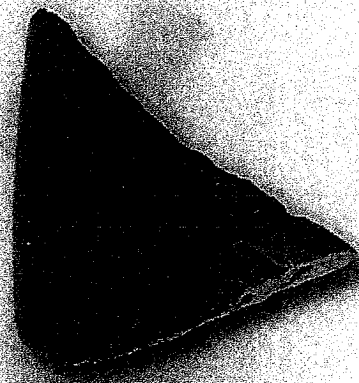
瓮
止
己
皮



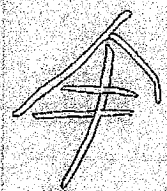
市ヶ洞1号窯 杯 (底の外)



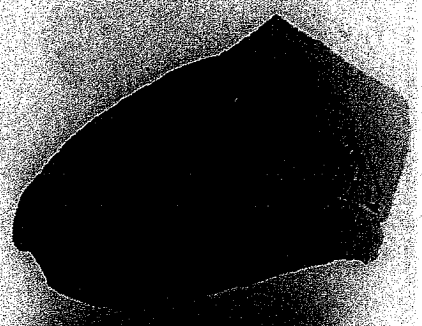
瓮



市ヶ洞1号窯 壺 (口の部分)



(不明)



市ヶ洞1号窯 壺 (部分)

猿投窯の須恵器生産期

丁子田^{ちょうじだ}1号窯 ～長久手町最古の窯～

■ 操 業 時 期

7世紀後半(飛鳥時代)

■ 窯 跡

I次窯(改修前)で窯体長11m
II次窯(改修後)で窯体長9.7m
船底ピットのある須恵器を焼いた窖窯
灰原、排水溝、作業場が確認されました。



1次窯跡



2次窯跡



2次船底ピット



船底ピットとは

船底形の焼成部の床構造。
窯入や窯出しのときに床
を掘り下げて大甕などを
運びやすくしました。

■ 発 掘 経 緯

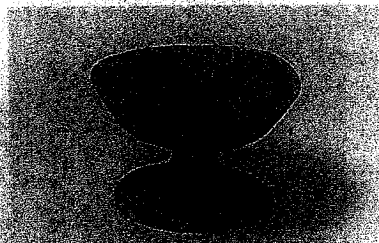
長久手南部の丘陵地一帯に長湫南部土地区画整理組合による区画整理事業が計画され、平成16年度から平成18年度まで発掘調査を行い記録保存されました。

■ 概 要

本窯は猿投窯の須恵器生産が岩崎地区へも拡がりをみせ生産量が増加する時期にあたり、古墳時代的な生産から古代の律令的な生産への変化をみることができる窯跡です。
出土品には「甕五十戸(ほとぎのさと)」等の文字の刻まれた陶片が多数あり当時の都である飛鳥の遺跡から同じ文字が刻まれた壺が出土していることから、本窯の製品が律令制の貢納規定に基づき都などへ運ばれて使われていたことがわかります。

■ 出 土 品

杯・高杯・盤・瓶・甕・円面硯など多種類



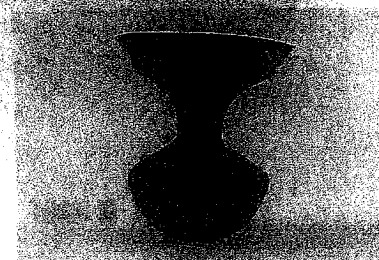
高杯



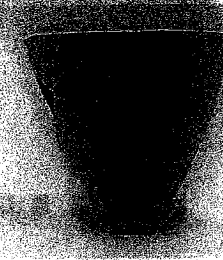
平瓶



壺



鉢



すり鉢



円面硯

いちがほら
市ヶ洞1号窯

■ 操業時期

7世紀後半(飛鳥時代)

■ 窯跡

残存長4.7m

全長は10mを超えると推測

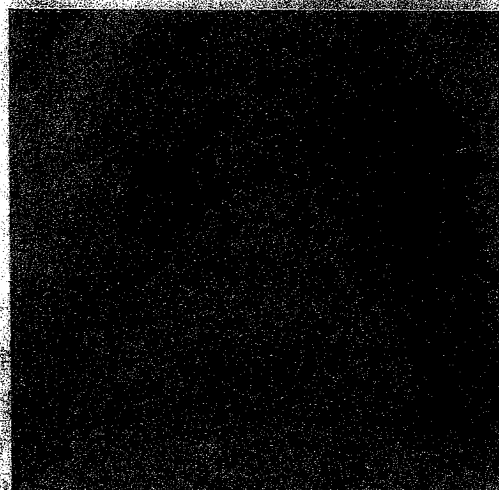
船底ピットのある須恵器を焼いた窖窯



窯跡



船底ピット



■ 発掘経緯

丁子田1号窯と同じく区画整理事業計画により発掘調査を行い記録保存されました。

■ 概要

本窯は猿投窯編年(時代を測るモノサシ)の基準となる出土品の特徴の変化から、丁子田1号窯より後出であることがわかります。丁子田1号窯から市ヶ洞1号窯へと連続して生産が行われていたと考えられます。本窯からも「盆五十戸(ほとぎのさと)」等の文字の刻まれた陶片が出土しており、丁子田1号窯と同様に都などへ運ばれ使われました。

■ 出土品

杯・高杯・盤・甕・円面碗・陶錘など多種類



杯蓋・杯身



無台盤



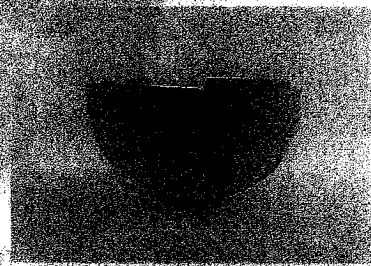
堤瓶



壺



壺蓋・短頸壺

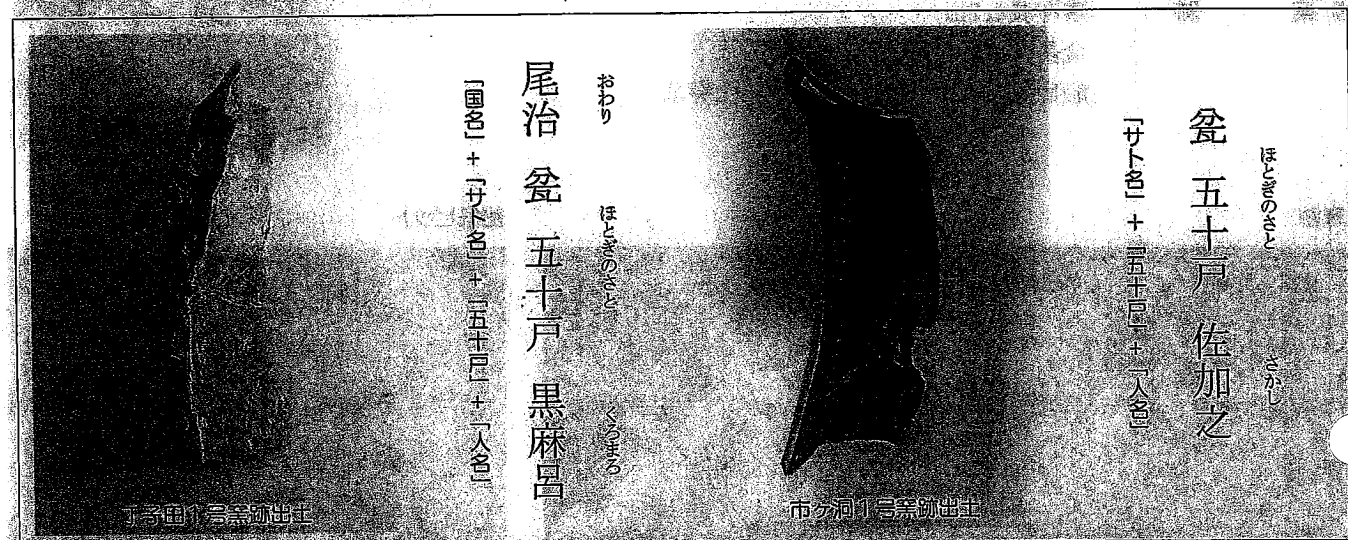


鉄鉢

■ 丁子田1号窯・市ヶ洞1号窯出土品の文字は語る

～ 長久手から飛鳥へ ～

ほとぎのさと
「瓮五十戸」と刻銘された甕片



丁子田1号窯・市ヶ洞1号窯からは刻銘文字のある須恵器が併せて12個体出土しました。中でも「瓮五十戸」と刻まれた甕片は大変貴重な文字資料です。「瓮五十戸」と刻まれた壺が奈良県明日香村の石神遺跡でも出土しており、ここ長久手の窯で生産された製品が当時の都・飛鳥に運ばれていたと考えられます。

須恵器に文字が刻まれるようになるのは、6世紀後半からとされていますが、文字を連ねて意味をもたせるようになったのは7世紀にはいつてからです。税として都におくられた品物につけられる荷札木簡の用例と共通する文字の用い方であり、文字が支配の道具として、税の徴収に欠かせないことを教えてくれます。地名・人名を連ねる表記は、税や貢納品の管理が文字によって行われていたと考えられます。

●「瓮五十戸」とは

当時の長久手は「山田郡」と呼ばれる地域に含まれていました。出土品の文字が物語っているように丁子田1号窯・市ヶ洞1号窯のあたりは尾張国山田評の「瓮」というサト(50戸で1つの集落)名だったようです。長久手町の隣接地である名古屋市々東区猪高町上社井堀からも「瓮」の文字の陶片が出土していることから長久手町の南西部と名古屋市名東区を含むあたり「瓮五十戸」と考えられています。



3) 須惠器についての記載

⑥ 『延喜式』卷24

主計上 凡左右京。五畿内国。調一丁輸錢隨時増減。其畿内輸雜物者。

(中略)陶器。八丁池由加。甕各一口。受五石。二丁甕一口。受一石二斗。一丁由加一口。受一石。甕各二口。受三斗。

脚短杯有蓋十三合。受一斗。無蓋廿口。受三合。甕杯卅四口。受四合。水甕有蓋十三合。無蓋廿五口。各受一升。多志羅加二口。

受一斗。大山甕二口。受一斗五升。即甕二口。受三升。甕十口。受一斗。水甕三口。受二斗。大甕三口。受一斗。洗甕三口。受一斗。已上。中甕四口。受八升。平甕四口。受五升。酒甕四口。受五升。等

呂須枝四口。受五升。甕六口。徑六寸。高盤七口。高六寸。徑一尺二寸。小甕入口。受三升。鉢八口。受五升。白八口。受三升。水甕十口。

受五升。酒甕十口。徑一尺二寸。祭甕十口。受三升。短女杯廿口。小杯廿六口。各受三合。片盤廿五口。徑九寸。甕杯。燈蓋各五十口。各受二合已上。土師器一丁。火爐蓋入口。徑一尺五寸。平鍋五十口。受二升。

玉手土師鉢五十口。受一升。間杯一百口。受五合。贊土師鉢形五十口。徑六寸。片盤五十口。徑一尺。鉢餅器二口。徑一尺。甕二口。高一尺

五寸。甕子十口。受一斗。甕十口。受六升。手洗甕二口。徑二尺。手湯甕二口。徑六寸。受一斗。水甕十口。受二升。甕八口。受二斗。

大高盤七口。高五寸。徑一尺二寸。粥前下盤六合。徑一尺四寸。粥盤六合。徑一尺四寸。酒甕。汁甕杯各廿合。各口徑五寸。受五合。中片杯七十五

口。徑六寸。受四合。吐盤三口。徑一尺八寸。杯作土師酒甕六十合。徑五寸。小高盤卅八口。高五寸。徑六寸。中片杯一百九十九口。徑六寸。其

外國百姓逃亡往畿内。一丁輸錢二百五十文。卅一百廿五文。

凡諸國輸調。兩面十一丁成丁。丁別輸承國以。條夫。織成。羅綾准此。(中略)陶器三丁池由加。甕各一口。各受五石。一丁甕二口。受一石五斗。

小由加四口。受一石。小甕三口。酒甕六合。甕六口。甕十二口。甕甕入口。着乳甕入口。受三斗。洗甕。水甕。大酒甕。平甕。有蓋無柄

入口。着乳甕入口。受三斗。洗甕。水甕。大酒甕。平甕。有蓋無柄

大甕。有柄大甕。大甕。大高盤各十二口。即甕。麻甕。盤各八口。大盤十二合。負甕八口。甕甕。白各廿四口。鉢卅口。酢甕下盤。有柄酢甕。

小盤。甕杯。樣脚短杯。凡甕各卅口。小甕。小甕。廿四口。有蓋碗。小甕各廿口。御碗廿口。有柄中甕。中甕各十六口。小甕廿二合。有柄

小甕卅口。片碗卅八口。箸盤。片盤八十四口。深杯六十口。御取杯。大小甕杯。葉杯。片杯各八十二口。西海道片杯二百口。盤杯百口。有蓋

五十四口。燈蓋二百口。猴膝研二口。清杯八十口。斐杯百廿口。乳戸四口。後盤卅四口。(以下略)

⑦ 『新撰字鏡』

甕 甕爲反。小口甕。弥加。甕 鳥爲反。去。甕。甕。鳥江反。三加。甕 美加 甕 口結反。入。瓦器也。古毛太比。又取。甕 於耕反。平。器

母太比 甕 甕 三字毛火比

甕 候爲反。甕也。如女

甕 薄徑反。水加女

甕 古郎反。甕也。保止支。又加。甕 同亡反。甕也。保止支 甕 同於甕反。保止支 甕 同輔通反。保止支

甕 徒貧徒兩二反。甕也。盆也。甕也。保止支

甕 保止支 木トキ

甕 古胡反。礼器也。一升日。甕。二升日。甕。角乃佐可豆支

甕 同古胡反。礼器也。角。角。佐加豆支

甕 二字豆保

『倭名抄』

瓦器類第二百四 瓦器一云陶器陶音桃瓦器須惠字都波毛乃

甕 本朝式云甕 莫加今案音長一音仗見唐韻 弁色立成云大甕 和名同上

甕 本朝式云甕 佐良今案所出未詳 弁色立成云淺甕 和名同上

甕 揚雄方言云自閩而東甕謂之甕 鳥賓反字亦作甕皆鳥賓反字亦作甕和各

毛太非

卅 楊氏漢語抄云卅 古甘反和各都甕瓦器保今案木甕之卅 甕也垂拱留司

中村治著「須惠器」 五石字イリ。マ。サ。エ。以。本 1980

記号・文字・印を刻した須恵器の集成

課題番号 09610415

—平成9年～11年度科学研究費補助金(基盤研究C2)研究成果報告—

資料 編

飛鳥石神遺跡のヘラ記号・ヘラ書き文字

平成12年4月

研究代表者 巽 淳一郎

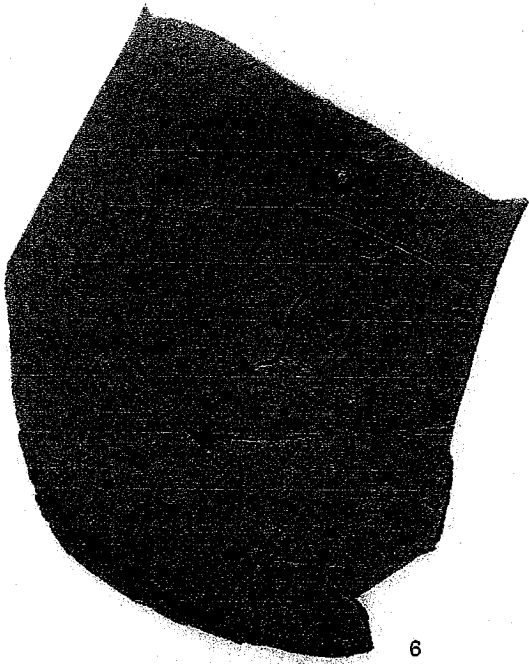
奈良国立文化財研究所

飛鳥藤原宮跡発掘調査部

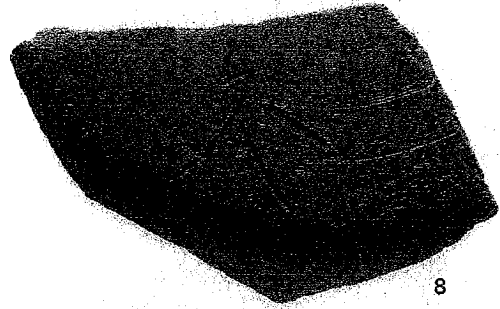
圖本

[illegible]

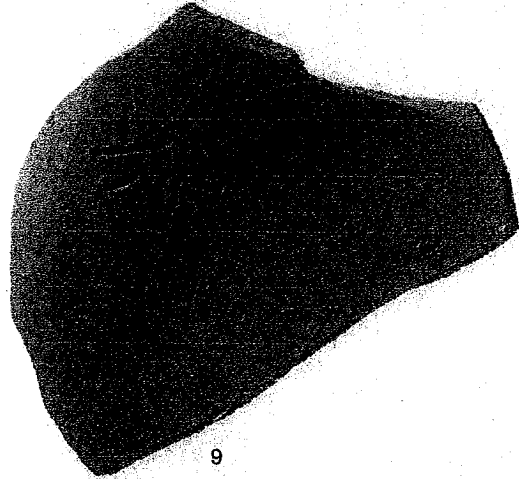
③ 子供を洗って、もうひと
佐の可能性が強い



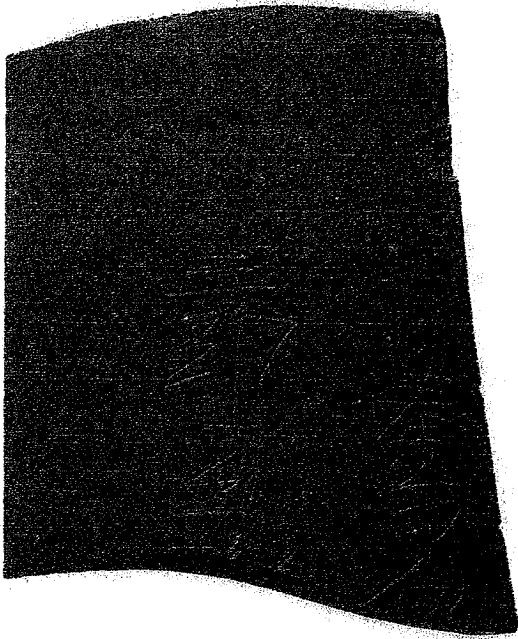
6



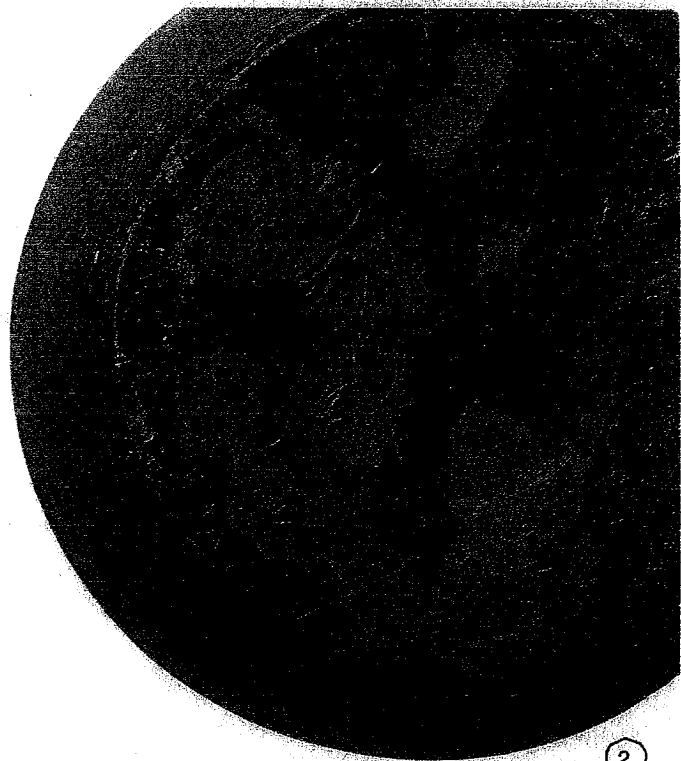
8



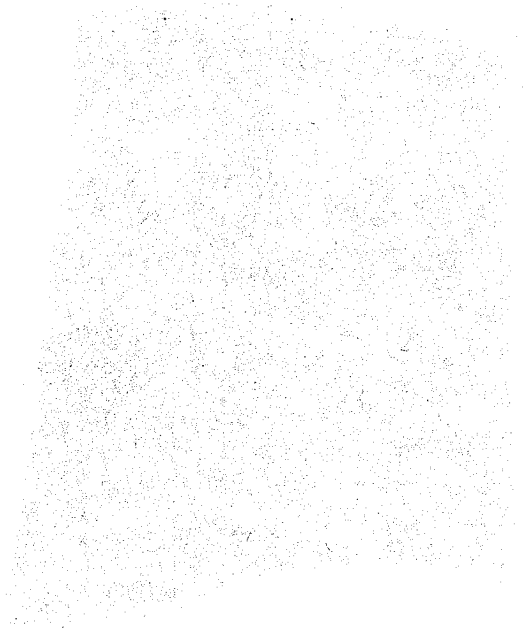
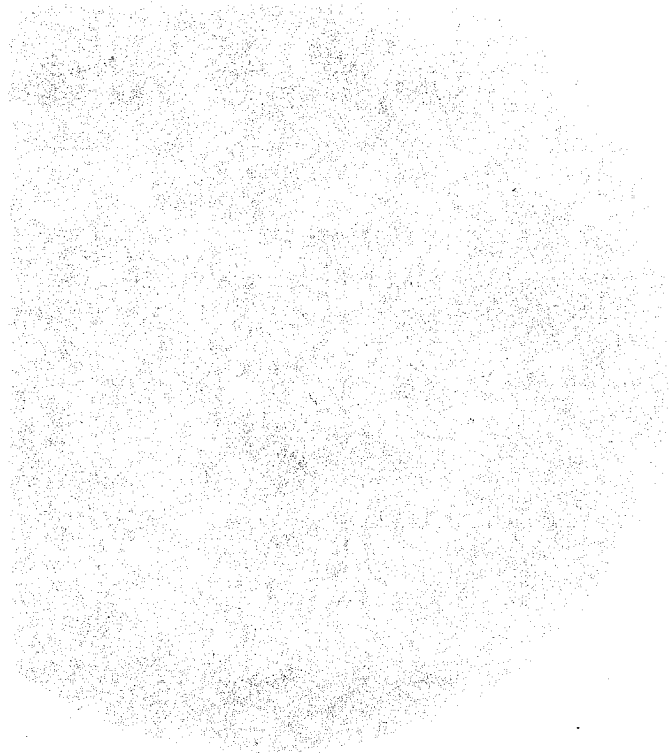
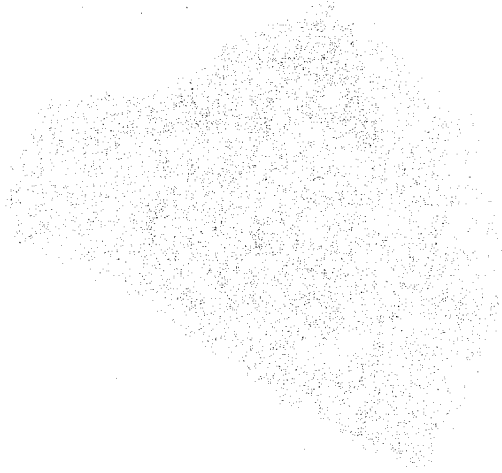
9



20

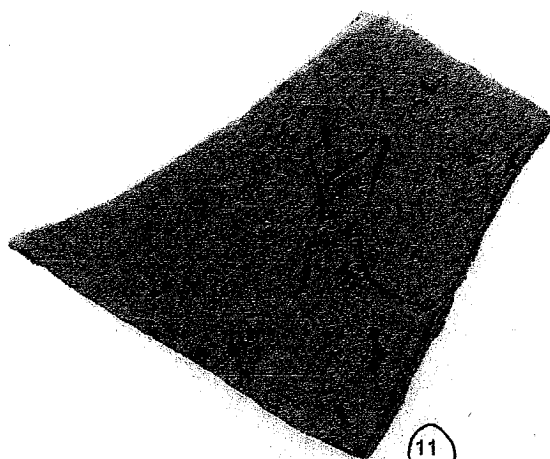


2





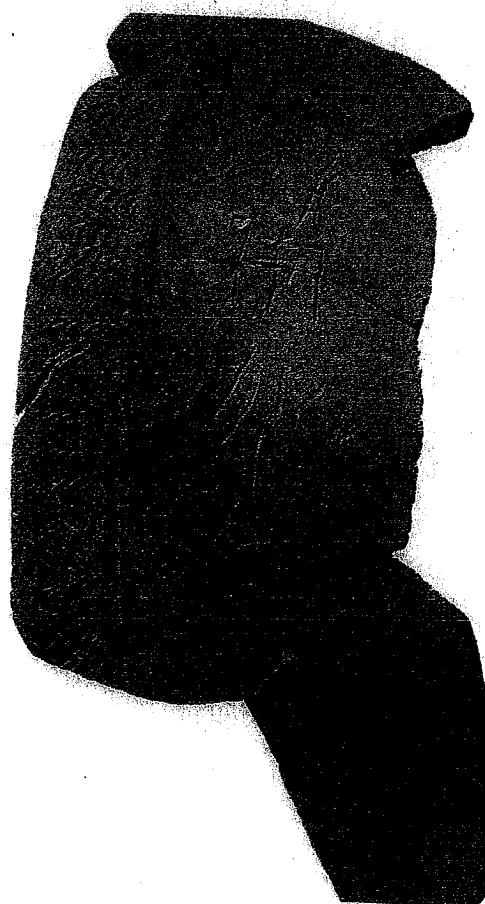
12



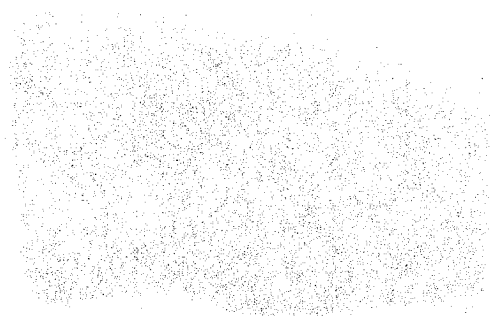
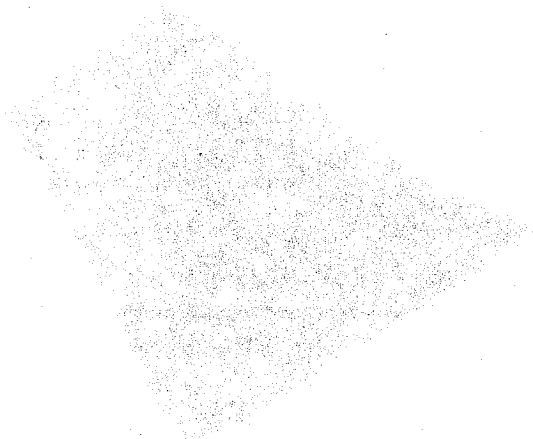
11

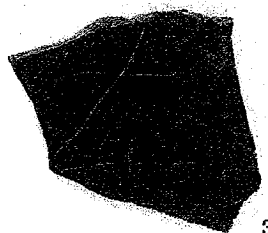
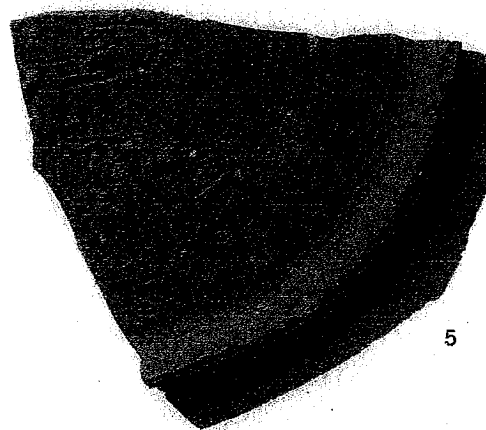
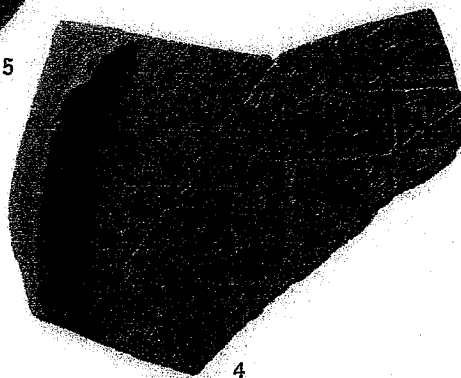
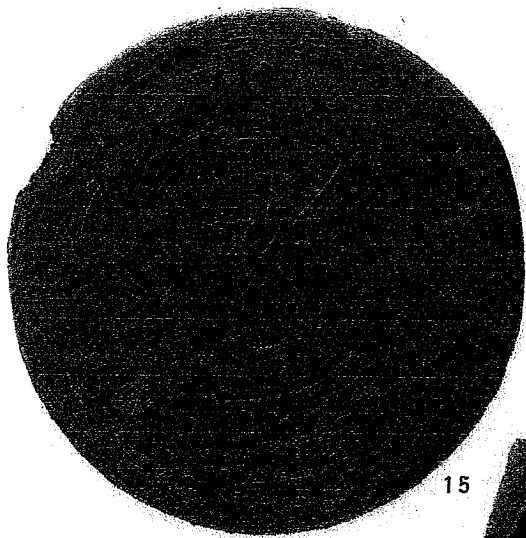


14



21

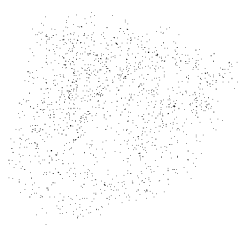
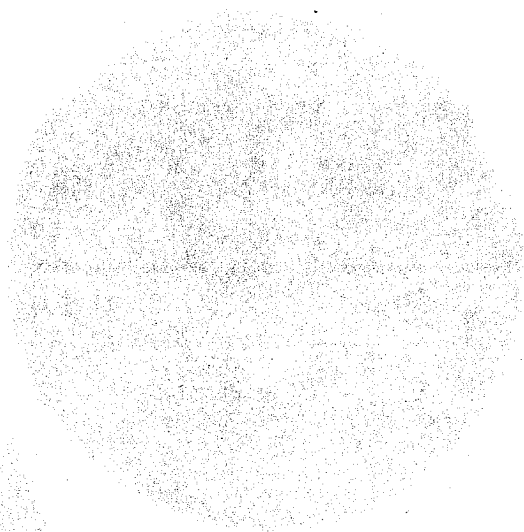




不在此

112

之^かは^と理^りが^あり^ます^さ佐^さに^に之^はい^いと^思い^ます



記号・文字・印を刻した須恵器の集成

平成9年～11年度科学研究補助金
(基盤研究C) 研究成果報告書

資料編

平成12年4月

編集発行 巽 淳一郎

奈良国立文化財研究所気付

〒634-0025 橿原市木之本町宮ノ脇94-1

丁子田 1 号窯、市ヶ洞 1 号窯出土「盆」「盆五十戸」文字刻書陶片の文化財的価値について

愛知淑徳大学教授(前愛知県文化財保護審議会委員)柴垣 勇夫

1. 刻書須恵器の持つ意味

遺跡から出土する考古資料のうち、その資料に文字が記されたものは、書かれた時代の様々な情報を現代にもたらす。特に文献の少ない古代においては文字に対する認識や文化の広がり、当時の生活習慣などといった、文献にないさまざまな情報が秘められている。これらのうち特に土器に墨で書かれたものを墨書土器といい、主として使用していた遺跡での人々の階層や生活習慣、うつわの使用形態を示すことが多い。これに対し土器にヘラ状器具で直接刻まれたものは刻書土器といい、焼成後に刻まれたものの場合は使用遺跡での文化事象や生活習慣を示し、焼成前に刻まれたものの場合はこれを焼成する窯場周辺で未製品の乾燥段階に刻まれるものが一般的で、生産段階での歴史事象や生活習慣を直に物語るものである。従って、焼成前の刻書土器の方がより生産時期の事象を考察するに適した内容をもつものといえる。特に須恵器やその後の灰釉陶器の場合は、硬く焼成されていることで生産後の流通をも探る上で恰好な資料とされる。また年号が刻まれたり、地名・人名が刻まれたりしていると、製作年代の認定や地域の歴史を考えるうえでの重要な資料となる特性をもつ。こうしたことから昨今では墨書土器、刻書土器の汎日本的な集成が各地で行われ、その集成によって資料の類似性や流通過程などを検証することが可能となり、考古学上でも一つの重要な研究課題となってきた。

従って、多くの刻書須恵器が出土している事例はそれ自体が重要な研究資料といえる。

2. 本資料の歴史的意義

今回の丁子田 1 号窯、市ヶ洞 1 号窯の出土品は、これまでの古窯跡出土品の研究から 7 世紀後半代の時期に焼成された各種の容器を内包する須恵器群で、円面硯、長頸瓶など新しい生活様式に沿った器種が登場したことを示していて、律令制度の整いだした時代を物語っている資料である。しかも発見された刻書須恵器は、地名・人名その他、古代の行政上の制度を物語る資料が大半で、愛知県内でも極めて類例の少ない貴重なものである。

「盆(ほとぎ)」の文字の意味は、瓶と同義語で壺状のうつわを指すものと見られ、須恵器生産工人集団の集落を指し、そのムラが「盆のサト」と呼ばれたと思われる。なお律令国家の地方行政制度は、中国・唐の制度に倣い国郡里制を採用して最下部の単位に 50 戸を 1 里に編成していた。その中心の大宝律令(702 年施行)以前には郡は評(「こおり」と読ませる)と書き、里は五十戸とも書いて「サト」と読ませていた。また国名も大宝律令以後「尾張」に統一されるといい、本資料の「尾治」の文字も大宝律令以前の国名文字であることを示している。従って「盆五十戸」は行政上の呼称で「ほとぎのさと」と読ませ、7 世紀後半から 8 世紀初期の時期の行政上の使用形態を示す歴史的資料であることを物語るものといえる。

さて、この資料と同じ「盆五十戸」の刻書須恵器が 1986 年に奈良県高市郡明日香村飛鳥

の石神遺跡から出土していることが公表されていたが、2000 年以後の発掘調査によって長久手市での丁子田 1 号窯、市ヶ洞 1 号窯から出土した刻書須恵器の文字がこれと同じであることから、これら古窯の生産品が国の中枢地域へ運ばれたものであることが判明してきた。こうして尾張国から運ばれた貢納品の須恵器の具体的な生産地の一つが確定されることとなり、本資料群のもつ歴史的背景の重要性がより高まることとなった。ところで石神遺跡は、巨石記念物を飛鳥に設けたことで著名な斉明天皇（655～661）や、その後の天智天皇（662～671）、天武天皇（673～686）の時代にわたり辺境からの使者や外国使節団に対して饗宴接待をする庭園を備えた迎賓館の役割を持った施設である。ここでは、尾張産の須恵器が大阪の和泉産を越す量の出土があるといわれており、大型の甕や長頸瓶などがかなりの量もたらされていることが判りつつある。そうした出土例の様子をみると尾張国の特産品としての須恵器が調として早くから貢納品に指定され運搬されたことを示しているといえる。そしてその税制の対象に釜のサトなどが指定されたことを、これら刻書須恵器は物語るといえよう。さらに「佐加之」「黒麻呂」「小口之」「止己皮」といった人物名もまた税を課せられた古代人の様相を示す具体例として貴重なものである。なお、これまで知られている石神遺跡の出土品のなかには、「釜五十戸」（短頸壺の底部の文字）のほかに、「釜？」や「佐口（迦？）之」（盤の底部）の文字があり、長久手市の古窯出土品にみられる刻書須恵器と同一の内容のものとみられる例がなお存在する可能性がある。

以上のことから、

- ① 大宝令以前の律令的国家制度が地方に浸透し出している時期の税制の実行を示す資料で、刻書須恵器が国家中枢地域に確実に運ばれていたことを証明する貴重な事例である。
- ② 尾張国の行政地域に「釜のサト」が存在したこと。このサト住民に調の貢納が課せられその納入を実行した正丁（納税対象の成年男子）の人名が記された貴重な資料である。
- ③ 出土資料に記された地名を周辺地域に推定できる資料で、行政組織の浸透を示す。

3. 文化財的価値

この丁子田 1 号窯、市ヶ洞 1 号窯の 2000 年の試掘調査及び 2004～2006 年にわたる発掘調査によって出土した刻書須恵器の物語る歴史的背景には、大宝令制定前の行政上の仕組みを物語り、しかも遠く尾張から飛鳥京の迎賓館といわれる石神遺跡での使用が検証されていて極めて日本史上に重要な足跡を残す資料であることを示している。

特に他の出土資料からこの古窯跡で焼成されたものは、7 世紀後半のほぼ 50 年間ほどの時期に限定できることから、考古学的な時代認定の標準遺跡とみなされ、今後比較研究上に重要な資料とされるものである。

さらに現在は消えてしまっている地名がこれらの刻書須恵器から浮き上がらせることができる点で貴重な資料といえる。特に境界の不明な山田郡、愛知郡の地域推定にこの「釜のサト」は欠かせない資料となりつつある。すなわち山田郡内の一角に須恵器生産工人集団の集落の存在が推定されるのである。

加えて、流通が古代の税制にのっとったものと推定されることから、尾張国の古代税制が厳しく施行されていることを示す資料であり、長久手市にとって、指定文化財に指定し保存することが極めて重要なことと判断される。なお、名古屋市博物館に所蔵されている「瓮（ほとぎ）」の文字が刻書された須恵器（3点が報告されている）が隣接の名古屋市名東区井堀地区所在の古窯出土と伝えられることから、飛鳥地方の石神遺跡への貢納品である刻書須恵器は、今後詳しく検討される課題があるが、一地点の生産ではなくいくつかの古窯での生産が行われていた可能性を示している。その事情の解明を図る上からもこの資料との比較が重要であり、両古窯出土の「瓮」文字資料すべてを保存する必要がある。

参考文献

- ・奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報 16』1986年
- ・巽淳一郎『記号・文字・印を刻した須恵器の集成』科学研究費補助金（基盤研究C2）研究成果報告 2000年
- ・梶山勝『名古屋市博物館だより 139号』2001年
- ・柴垣勇夫、遠藤才文ほか『長久手町史 本文編』（第一編原始古代）2003年
- ・長久手町教育委員会・瀬戸市文化振興財団『丁子田窯跡・市ヶ洞1号窯跡』2007年
- ・愛知県『愛知県史 資料編4 飛鳥～平安 考古4』2010年

1. The first part of the report deals with the general situation of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

2. The second part of the report deals with the financial situation of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

3. The third part of the report deals with the social situation of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

4. The fourth part of the report deals with the educational situation of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

5. The fifth part of the report deals with the health situation of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

6. The sixth part of the report deals with the economic situation of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

7. The seventh part of the report deals with the cultural situation of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

8. The eighth part of the report deals with the political situation of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

9. The ninth part of the report deals with the international situation of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

10. The tenth part of the report deals with the future of the country and the progress of the work during the year. It also mentions the results of the various committees and the work of the different departments.

申請書正誤表

申請書	誤	正
2 員数	10個	10点
5 現状(1)①	口径：57.9cm	頸部片長さ：18cm
5 現状(1)①	残存：1/16	残存：計測できず不明
5 現状(1)②	「瓮」と思われる文字	頸部下方に「瓮」と思われる文字
5 現状(1)②	なし	口径：57.9cm
5 現状(1)②	なし	残存：1/4
5 現状(2)②	残存：1/16	残存：1/6
5 現状(2)③	なし	頸部推定径：40cm
5 現状(2)③	残存：わずか	残存：1/25程
5 現状(2)④	口径：29.7cm	頸部推定径：24.2cm
5 現状(2)④	残存：1/8	残存：1/12
5 現状(2)⑤	なし	口径：29.7cm
5 現状(2)⑤	残存：わずか	残存：1/6
5 現状(2)⑥	「瓮」のみ判読できる。	口縁部片、「瓮」のみ判読できる。
5 現状(2)⑥	残存：わずか	残存：口縁部のみ5cm×5cm 残存
5 現状(2)⑦	残存：底1/3	残存：底部のみ1/3
5 現状(2)⑧	なし	高さ：10cm
5 現状(2)⑧	残存：底完形	残存：胴部1/2、底部完存
6 由来及び沿革	12個	12点

2901

Figure 1. A schematic diagram of the experimental setup. The subject is seated in a chair and views the target through a video screen. The target is a light source that is controlled by a computer. The subject's hand is positioned on a horizontal bar. The distance between the hand and the target is 10 cm. The subject is instructed to move the hand towards the target. The video screen displays the target and the hand. The computer controls the target and the video screen. The subject's hand is positioned on a horizontal bar. The distance between the hand and the target is 10 cm. The subject is instructed to move the hand towards the target. The video screen displays the target and the hand. The computer controls the target and the video screen.

1. The first step in the process is to identify the problem or issue that needs to be addressed. This involves gathering information and understanding the context of the problem.